秋　田　県

土木工事共通仕様書

令和８年１０月１日以降適用

出来形管理基準

【治山・林道編】

赤字：秋田県独自項目

青字：今 回 改 訂 部 分

（R8.10.1 改訂）

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第２１編　治山編						
第１章　森林整備工事の適用						
第５節　一般施工	21-1-5-1	1	植生工	種子吹付工	第３編 3-2-14-2　植生工	1
				張芝工		1
				筋芝工		1
				市松芝工		1
				植生シート工		1
				植生マット工		1
				種子筋工		1
				人工張芝工		1
				植生穴工		1
	21-1-5-1	2	植生工 （面管理の場合）	種子吹付工	第３編 3-2-14-2　植生工	1
				張芝工		1
				筋芝工		1
				市松芝工		1
				植生シート工		1
				植生マット工		1
				種子筋工		1
				人工張芝工		1
				植生穴工		1
	21-1-5-1	3	植生工	厚層基材吹付工	第３編 3-2-14-2　植生工	2
				客土吹付工		2
	21-1-5-2		区画線工		第３編 3-2-3-9　区画線工	3
	21-1-5-4		視線誘導標		第３編 3-2-3-10　道路付属物工	3
	21-1-5-5		木製構造物工			3
	21-1-5-10		鉄線かご工	ふとんかご工 じゃかご工		4
	21-1-5-11		管渠工	ヒューム管	第22編 22-2-6-7　プレキャストカルバート工	4
				ＰＣ管		
				コルゲートパイプ		
				ダクタイル鋳鉄管		
	21-1-5-12		枠工	鉄筋コンクリート型枠		5
				片法枠工		
				鋼製枠工		
	21-1-5-13		鋼製柵工			5
	21-1-5-14		金網張工			5
	21-1-5-16	1	土留・仮締切・土のう工	H鋼杭	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	6
				鋼矢板		
	21-1-5-16	2	土留・仮締切・土のう工	アンカー工	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	6
	21-1-5-16	3	土留・仮締切・土のう工	連節ブロック張り工	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	6
	21-1-5-16	4	土留・仮締切・土のう工	締切盛土	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	6
	21-1-5-16	5	土留・仮締切・土のう工	中詰盛土	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	6
第６節　土工	21-1-6-2	1	掘削工・切土工			7
	21-1-6-2	2	掘削工・切土工 （面管理の場合）			7
	21-1-6-3	1	盛土工・埋戻し			8
	21-1-6-3	2	盛土工・埋戻し （面管理の場合）			8

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第２章　渓間工						
第３節　工場製作工	21-2-3-3		鋼製ダム製作工	仮組立時	第３編 3-2-12-3　桁製作工（鋼製えん堤製作工（仮組立時））	9
	21-2-3-4		鋼製ダム仮設材製作工			9
	21-2-3-5		工場塗装工		第３編 3-2-12-11　工場塗装工	9
第４節　コンクリートダム工	21-2-4-3 21-2-4-4		コンクリートダム工 コンクリート副ダム工			10
	21-2-4-5 21-2-4-6		コンクリート側壁工 間詰工			10
	21-2-4-7		水叩工			10
	21-2-4-8		流木捕捉工			10
第５節　木製ダム工	21-2-5-4		木製ダム工本体工			11
	21-2-5-5		木製側壁工			11
	21-2-5-6		間詰工・水叩工			11
第６節　鋼製ダム工	21-2-6-4		鋼製ダム本体工	不透過型		12
	21-2-6-4		鋼製ダム本体工	透過型		12
	21-2-6-5		鋼製側壁工			12
	21-2-6-6 21-2-6-7		側壁工・間詰工		第 21 編 21-2-4-5, 6　コンクリート側壁工・間詰工	13
	21-2-6-8		水叩工		第 21 編 21-2-4-7　水叩工	13
	21-2-6-9		現場塗装工		第３編 3-2-3-31　現場塗装工	13
第７節　護岸工	21-2-7-3	1	コンクリート工		第 21 編 21-2-4-5　コンクリート側壁工	14
	21-2-7-3	2	木製枠工		第 21 編 21-2-5-5　木製側壁工	14
	21-2-7-3	3	鋼製枠工		第 21 編 21-2-6-5　鋼製側壁工	14
	21-2-7-3	4	コンクリートブロック工		第３編 3-2-5-3　コンクリートブロック工	14
	21-2-7-4	1	根固工		第３編 3-2-3-17　根固めブロック工	15
	21-2-7-4	2	沈床工		第３編 3-2-3-18　沈床工	15
	21-2-7-5		かご工	じゃかご工 ふとんかご工	第 21 編 21-1-5-10　鉄線かご工	15
第８節　水制工	21-2-8-1	1	水制工		第 21 編第２章第７節護岸工	16
第９節　流路工	21-2-9-1	1	流路工		第 21 編第２章第７節護岸工	16
第 10 節　異形コンクリートブロック工	21-2-10-1		異形ブロック製作			16
	21-2-10-1		異形コンクリートブロック据付		第３編 3-2-3-17　根固めブロック工	16

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第３章　山腹工						
第３節　法面工	21-3-3-2	1	植生工	種子吹付工ほか	第３編 3-2-14-2　植生工	17
	21-3-3-2	2	植生工 （面管理の場合）	種子吹付工ほか	第３編 3-2-14-2　植生工	17
	21-3-3-2	3	植生工	植生基材吹付工ほか	第３編 3-2-14-2　植生工	18
	21-3-3-3		吹付工		第３編 3-2-14-3　吹付工	18
	21-2-3-4	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第３編 3-2-14-4　法枠工	19
	21-2-3-4	2	法枠工 （面管理の場合）	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第３編 3-2-14-4　法枠工	19
	21-2-3-4	3	法枠工	プレキャスト法枠工	第３編 3-2-14-4　法枠工	20
	21-2-3-5		かご工	じゃかご工 ふとんかご工	第 21 編 21-1-5-10　鉄線かご工	20
第４節　法切工	21-3-4-2		法切工		第 21 編 21-1-6-2　掘削工・切土工	20
第５節　土留工	21-3-5-3 21-3-5-4		コンクリート土留工 鉄筋コンクリート土留工			21
第５節　土留工	21-3-5-5		石積土留工 コンクリートブロック積土留工		第３編 3-2-5-3　コンクリートブロック工	21
	21-3-5-6		丸太積土留工		第 21 編 21-1-5-5　木製構造物工	22
	21-3-5-7		コンクリート板土留工			22
	21-3-5-8		鋼製枠土留工		第 21 編 21-1-5-12　枠工	22
	21-3-5-9		土のう積土留工			22
第７節　暗きょ工	21-3-7-2 21-3-7-3 21-3-7-4		礫暗渠工 鉄線かご暗渠工 二次製品暗渠工		第３編 3-2-3-29　側溝工	23
	21-3-7-5		ボーリング暗渠工		第 21 編 21-4-4-1　ボーリング暗渠工	23
第８節　水路工	21-3-8-2 21-3-8-3 21-3-8-5 21-3-8-6		張芝水路工 練芝及び空張水路工 丸太柵及び編柵水路工 土のう等緑化二次製品水路工			23
	21-3-8-4		鋼製及びコンクリート二次製品水路工			23
	21-3-8-7		集水桝工		第３編 3-2-3-30　集水桝工	24
第９節　柵工	21-3-9-2 21-3-9-3 21-3-9-4 21-3-9-5		編柵工 木柵及び丸太柵工 コンクリート板柵工 鋼製及び合成樹脂二次製品柵工			24
第 10 節　階段切付工	21-3-10-1		階段切付工		第 21 編 21-1-6-2　掘削工・切土工	24
第 11 節　筋工	21-3-11-2 21-3-11-3 21-3-11-4 21-3-11-5		石筋工 萱筋工 丸太筋工 その他緑化二次製品を用いた筋工		第 21 編第９節　柵工	25

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 12 節　伏工	21-3-12-2 21-3-12-3 21-3-12-4 21-3-12-5	1	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工			26
	21-3-12-2 21-3-12-3 21-3-12-4 21-3-12-5	2	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工 （面管理の場合）			26
第 13 節　実播工	21-3-13-2 21-3-13-3 21-3-13-4		筋実播工 斜面実播工 航空実播工		第 3 編 3-2-14-2　植生工	26
第 14 節　吹付工	21-3-14-2 21-3-14-3		種子吹付工A 種子吹付工B		第 3 編 3-2-14-2　植生工	26
第 15 節　植栽工	21-3-15-2		植栽工	正方形植栽等 並木植え等		27
	21-3-15-3 21-3-15-4		追肥 捕植			27
第 16 節　補強土壁工	21-3-16-1		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法	第 3 編 3-2-15-3　補強土壁工	28
第 17 節　落石防止工	21-3-17-3 21-3-17-4 21-3-17-6		鋼製落石防止壁工 落石防護柵工 落石防護土留工			28
第 17 節　落石防止工	21-3-17-5 21-3-17-7		落石防護網工 固定工（ロープ伏工）			28
第４章　地すべり防止工						
第 4 節　ボーリング暗渠工	21-4-4-1		ボーリング暗渠工			29
第 5 節　集水井	21-4-5-3		集水井工			29
第 6 節　排水トンネル工	21-4-6-3		支保工			29
	21-4-6-5		覆工			30
第 7 節　排土及び押え盛土	21-4-7-2		排土工		第 21 編 21-1-6-2　掘削工・切土工	30
	21-4-7-3		押え盛土工		第 21 編 21-1-6-3　盛土工・埋戻し	30
第 8 節　杭工	21-4-8-2		鋼管杭 合成杭		第 3 編 3-2-4-4　製杭工	31
第 9 節　シャフト工(深礎工)	21-4-9-1		シャフト工	深礎工	第 3 編 3-2-4-6　深礎工	31
第 10 節　アンカー工	21-4-10-2		アンカー工		第 3 編 3-2-14-6　アンカー工	31
第５章　海岸防災林造成						
第 4 節　地盤改良工	21-5-4-2		表層安定処理工	サンドマット海上	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	32
	21-5-4-3		パイルネット工		第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	32
	21-5-4-4		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33
				ペーパードレーン工	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33
				袋詰式サンドドレーン	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33
	21-5-4-5		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33
	21-5-4-6		固結工	粉体噴射攪拌工	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33
				高圧噴射攪拌工	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33
				スラリー攪拌工	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33
				生石灰パイル工	第 3 編 3-2-7-4　地盤改良工	33

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 5 節　護岸基礎工	21-5-5-4		捨石工			34
	21-5-5-5		場所打コンクリート工			34
	21-5-5-6		海岸コンクリートブロック工			34
	21-5-5-7	1	笠コンクリート工		第 3 編 3-2-4-3　基礎工	35
	21-5-5-7	1	笠コンクリート工	プレキャスト笠コンクリート	第 3 編 3-2-4-3　法留基礎工	35
	21-5-5-8	1	基礎工		第 3 編 3-2-4-3　法留基礎工	35
	21-5-5-8	2	基礎工	プレキャスト基礎工	第 3 編 3-2-4-3　法留基礎工	35
	21-5-5-9		矢板工		第 3 編 3-2-3-4　矢板工	36
第 6 節　護岸工	21-5-6-3		捨石張り工			36
	21-5-6-4		石張り・石積み工		第 3 編 3-2-5-5　石積(張)工	36
	21-5-6-5		海岸コンクリートブロック工	製作	第 21 編第 2 章第 10 節　異形ブロック製作	36
	21-5-6-5		海岸コンクリートブロック工			36
	21-5-6-6		コンクリート被覆工			37
	21-5-6-7		現場打擁壁工			37
第 7 節　天端被覆工	21-5-7-2		コンクリート被覆工			38
	21-5-7-3		アスファルト被覆工			38
第 8 節　波返工	21-5-8-3		波返工			38
第 9 節　裏法被覆工	21-5-9-2		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5　石積(張)工	38
	21-5-9-3	1	コンクリートブロック工	コンクリート張り コンクリートブロック積み	第 3 編 3-2-5-3　コンクリー	39
	21-5-9-3	2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り	第 3 編 3-2-5-3　コンクリートブロック工	39
	21-5-9-4		コンクリート被覆工			39
	21-5-9-5		アスファルト被覆工			39
	21-5-9-6		法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工 プレキャスト法枠工	第 3 編 3-2-14-4　法枠工	40
第 10 節　カルバート工	21-5-10-3		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	第 3 編 3-2-3-28　プレキャストカルバート工	40
第 11 節　排水構造物工	21-5-11-3		側溝工	プレキャストU型側溝 自由勾配側溝		41
	21-5-11-4		集水桝工			41
	21-5-11-5		堤脚水路工			41
	21-5-11-6	1	管渠工	プレキャストパイプ プレキャストボックス		41
	21-5-11-6	2	管渠工	コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管		42
第 12 節　付属物設置工	21-5-12-4		階段工			42
	21-5-12-5		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7　防止柵工	42

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 13 節　付帯道路工	21-5-13-4	1	アスファルト舗装工	下層路盤	第 3 編 3-2-6-7　アスファルト舗装工	43
		2		上層路盤		43
		3		基層		43
		4		表層		43
	21-5-13-5	1	コンクリート舗装工	下層路盤	第 3 編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	44
		2		粒度調整路盤工		44
		3		セメント安定処理工		44
		4		アスファルト中間層		44
		5		コンクリート舗装版工		45
	21-5-13-6	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	第 3 編 3-2-6-13　薄層カラー舗装工	46
		2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		46
		3		セメント（石灰）安定処理工		46
		4		加熱アスファルト安定処理工		46
		5		基層工		47
	21-5-13-7		側溝工	プレキャストU型側溝 L 型側溝 自由勾配側溝 管渠		48
	21-5-13-8		集水桝工			48
	21-5-13-9		縁石工		第 3 編 3-2-3-5　縁石工	48
	21-5-13-10		小型標識工		第 3 編 3-2-3-6　小型標識工	48
	21-5-13-11		路側防護柵工		第 3 編 3-2-3-8　路側防護柵工	48
	21-5-13-12		区画線工		第 3 編 3-2-3-9　区画線工	49
	21-5-13-14		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10　道路付属物工	49
第 14 節　突堤基礎工	21-5-14-4		捨石工		第 21 編 21-5-5-4　捨石工	49
	21-5-14-5		吸出し防止工			49
第 15 節　突堤本体工	21-5-15-2		捨石工		第 21 編 21-5-5-4　捨石工	50
	21-5-15-5		海岸コンクリートブロック工			50
	21-5-15-9		石枠工			50
	21-5-15-10		場所打コンクリート工			51
	21-5-15-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		51
		2		ケーソン工据付		51
		3		突堤上部工		52
	21-5-15-12	1	セルラー工	セルラー工製作		52
		2		セルラー工据付		52
		3		突堤上部工		52
第 16 節　根固め工	21-5-16-2		捨石工（根固め工）			53
	21-5-16-3		根固ブロック工	製作	第 21 編第 2 章第 10 節　異形ブロック製作	53
			根固ブロック工			53
第 17 節　消波工	21-5-17-2		捨石工（消波工）			54
	21-5-17-3		消波ブロック工	製作	第 21 編第 2 章第 10 節　異形ブロック製作	54
			消波ブロック工			54
第 18 節　海域堤基礎工	21-5-18-3		捨石工		第 21 編 21-5-5-4　捨石工	55

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 19 節　海域堤本体工	21-5-19-2		捨石工			55
	21-5-19-3		海岸コンクリートブロック工		第 21 編 21-5-5-6　海岸コンクリートブロック工	55
	21-5-19-4	1	ケーソン工	ケーソン工製作	第 21 編 21-5-15-11　ケーソン工	56
		2		ケーソン工据付		
		3		突堤上部工		
	21-5-19-5	1	セルラー工	セルラー工製作	第 21 編 21-5-15-12　セルラー工	57
		2		セルラー工据付		
		3		突堤上部工		
	21-5-19-6		場所打コンクリート工			57
第 20 節　砂丘造成	21-5-20-1		堆砂工	堆砂垣・丘頂柵工	第 21 編第 3 章第 9 節　柵工	58
	21-5-20-2		盛土工		第 1 編 1-2-3-3　盛土工	58
	21-5-20-3		覆砂工	伏工・砂草植栽	第 21 編第 3 章第 12 節 伏工	58
	21-5-20-4		実播工		第 21 編第 3 章第 13 節　実播工	58
第 21 節　森林造成	21-5-21-1	1	生育基盤盛土工			59
	21-5-21-1	2	生育基盤盛土工（面管理の場合）			59
	21-5-21-2 21-5-21-4		防風工 静砂工（静砂垣）			59
	21-5-21-3		排水工		第 21 編第 3 章第 8 節　水路工	59
	21-5-21-5	1	植栽工	正方形植栽等	第 21 編第 3 章第 15 節　植栽工	60
		2		並木植え等		60
			追肥			
			捕植			
第 22 節　防風林の造成	21-5-22-1		防風柵		第 21 編第 3 章第 9 節　柵工	61
	21-5-22-2		水路工		第 21 編第 3 章第 8 節　水路工	61
	21-5-22-2		暗渠工		第 21 編第 3 章第 7 節　暗渠工	61
	21-5-22-3		植栽工		第 21 編第 3 章第 15 節　植栽工	61
第 23 節　異形コンクリートブロック工	21-5-23-1 21-5-23-2		異形コンクリートブロック工		第 21 編第 2 章第 10 節　異形コンクリートブロック工	61

第 6 章　なだれ防止林造成

第 5 節　雪ぴ予防工	21-6-5-1	1	吹きだめ柵 吹き払い柵			62
第 6 節　なだれ予防工	21-6-6-1		階段工		第 21 編 21-1-6-2　掘削工・切土工	62
	21-6-6-2		予防柵 防止柵			62
	21-6-6-3		吊柵 吊枠		第 21 編 3 章第 17 節　落石防止工	63
	21-6-6-5		誘導擁壁		第 21 編第 3 章第 5 節　土留工	63
	21-6-6-6		誘導柵			63
	21-6-6-7		減勢杭			64
	21-6-6-7		減勢枠工		第 21 編 21-1-5-12　枠工（鉄筋コンクリート方格枠）	64
第 7 節　防護工	21-6-7-1		防護擁壁		第 21 編第 3 章第 5 節　土留工	64
	21-6-7-2		防護柵		第 21 編 21-6-6-2　予防柵・防止柵	65
第 8 節　グライド防止工	21-6-8-1		木製階段工		第 21 編 21-1-6-2　掘削工・切土工 及び 第 21 編 21-3-9-3　木柵及び丸太柵工	65
第 9 節　森林造成	21-6-9-1	1	植栽工	正方形植栽等	第 21 編第 3 章第 15 節　植栽工	65
		2		並木植え等		66
			追肥			
			捕植			

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第２２編　林道編						
第１章　森林整備工事の適用						
第 5 節　一般施工	22-1-5-1	1	植生工	種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 種子筋工 人工張芝工 植生穴工	第 3 編 3-2-14-2　植生工	67
	22-1-5-1	2	植生工 (面管理の場合)	種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 種子筋工 人工張芝工 植生穴工	第 3 編 3-2-14-2　植生工	67
	22-1-5-1	3	植生工	厚層基材吹付工 客土吹付工	第 3 編 3-2-14-2　植生工	68
	22-1-5-2		区画線工		第 3 編 3-2-3-9　区画線工	69
	22-1-5-4		視線誘導標		第 3 編 3-2-3-10　道路付属物工	69
	22-1-5-5		木製構造物工			69
	22-1-5-10		鉄線かご工	ふとんかご工 じゃかご工		70
	22-1-5-11		管渠工	ヒューム管 ＰＣ管 コルゲートパイプ ダクタイル鋳鉄管	第 22 編 22-2-6-7　プレキャストカルバート工	70
	22-1-5-12		枠工	鉄筋コンクリート型枠 片法枠工 鋼製枠工		71
	22-1-5-13		鋼製柵工		第 21 編 21-1-5-13　鋼製柵工	71
	22-1-5-14		金網張工			71
	22-1-5-15	1	土留・仮締切・土のう工	H鋼杭 鋼矢板	第 3 編 3-2-10-5　土留・仮締切工	72
	22-1-5-15	2	土留・仮締切・土のう工	アンカー工	第 3 編 3-2-10-5　土留・仮締切工	72
	22-1-5-15	3	土留・仮締切・土のう工	連節ブロック張り工	第 3 編 3-2-10-5　土留・仮締切工	72
	22-1-5-15	4	土留・仮締切・土のう工	締切盛土	第 3 編 3-2-10-5　土留・仮締切工	72
	22-1-5-15	5	土留・仮締切・土のう工	中詰盛土	第 3 編 3-2-10-5　土留・仮締切工	72

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節　土工（一般土工）	22-1-6-2	1	掘削工・切土工			73
	22-1-6-2	2	掘削工・切土工（面管理の場合）			73
	22-1-6-3	1	盛土工・埋戻し			74
	22-1-6-3	2	盛土工・埋戻し（面管理の場合）			74
〃　（道路土工）	22-1-6-8		掘削工・切土工			75
	22-1-6-9 22-1-6-10		盛土工	路床・路体：舗装施工 砂利施工		75
	22-1-6-9 22-1-6-10		法面整形工（盛土工）			75
	22-1-6 共通		路線・縦断			76
			路盤工（砂利施工）			76
			コンクリート路面工			76
			コンクリート路面工	路盤工		76
第２章　道路工事						
第 4 節　法面工	22-2-4-2	1	植生工	種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 種子筋工 人工張芝工 植生穴工	第 3 編 3-2-14-2　植生工	77
	22-2-4-2	2	植生工（面管理の場合）	種子吹付工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 種子筋工 人工張芝工 植生穴工	第 3 編 3-2-14-2　植生工	77
	22-2-4-2	3	植生工	厚層基材吹付工 客土吹付工	第 3 編 3-2-14-2　植生工	78
	22-2-4-3		法面吹付工	コンクリート モルタル	第 3 編 3-2-14-3　吹付工	78
	22-2-4-4	1	法枠工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第 3 編 3-2-14-4　法枠工	79
	22-2-4-4	2	法枠工（面管理の場合）	現場打法枠工 現場吹付法枠工	第 3 編 3-2-14-4　法枠工	79
	22-2-4-4	3	法枠工	プレキャスト法枠工	第 3 編 3-2-14-4　法枠工	80
	22-2-4-6		アンカー工		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工	80
	22-2-4-8		アンカー工	プレキャストコンクリート板		

	22-2-4-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第 22 編 22-1-5-10　鉄線籠工	80
編、章、節	**条**	**枝番**	**工種**	**種別**	**準用する出来形管理基準**	**頁**
第 5 節　擁壁工	22-2-5-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4　既製杭工	80
	22-2-5-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5　場所打杭工	81
	22-2-5-5		場所打擁壁工			81
	22-2-5-6		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2　プレキャスト擁壁工	81
	22-2-5-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法	第 3 編 3-2-15-3　補強土壁工	82
	22-2-5-8		井桁ブロック工		第 3 編 3-2-15-4　井桁ブロック工	82
	22-2-5-9		コンクリートブロック擁壁工		第 3 編 3-2-5-3　コンクリートブロック工	82
	22-2-5-10		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5　石積(張)工	83
	22-2-5-11 22-2-5-12 22-2-5-13		かご擁壁工 鋼製擁壁工 簡易鋼製土留擁壁工		第 22 編 22-1-5-12　枠工	83
	22-2-5-14		木製土留・擁壁工		第 22 編 22-1-5-5 木製構造物工	83
	22-2-5-15		土のう積工		第 21 編 21-3-5-9　土のう積土留工	83
	22-2-5-16	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	2	土留・仮締切工	アンカー工	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	4	土留・仮締切工	締切盛土	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切り・土のう工	84
	22-2-5-16	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切り・土のう工	84
第 6 節　カルバート工	22-2-6-6		場所打函渠			85
	22-2-6-7		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工		85
	22-2-6-9	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	2	土留・仮締切工	アンカー工	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	4	土留・仮締切工	締切盛土	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切・土のう工	86
	22-2-6-9	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第 22 編 22-1-5-16　土留・仮締切・土のう工	86
第 7 節　排水施設工	22-2-7-3		側溝工	プレキャストU型側溝 コルゲートフリューム 自由勾配側溝		87
	22-2-7-4		管渠工			87
	22-2-7-5		集水桝			87
	22-2-7-6		地下排水工			88
	22-2-7-7		現場打(組立)水路工			88
第 8 節　落石雪害防止工	22-2-8-4		落石防止網工			89
	22-2-8-5		落石防護柵工			89

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	22-2-8-6		防雪柵工			89
	22-2-8-7		雪崩予防柵工			89
第３章　舗装						
第３節　舗装工	22-3-3-6	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工	第３編 3-2-6-8　半たわみ性舗装工	90
	22-3-3-6	2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	第３編 3-2-6-8　半たわみ性舗装工	90
	22-3-3-6	3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	第３編 3-2-6-8　半たわみ性舗装工	91
	22-3-3-6	4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第３編 3-2-6-8　半たわみ性舗装工	91
	22-3-3-6	5	半たわみ性舗装工	基層工	第３編 3-2-6-8　半たわみ性舗装工	92
	22-3-3-6	6	半たわみ性舗装工	表層工	第３編 3-2-6-8　半たわみ性舗装工	92
	22-3-3-7	1	排水性舗装工	下層路盤工	第３編 3-2-6-9　排水性舗装工	93
	22-3-3-7	2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	第３編 3-2-6-9　排水性舗装工	93
	22-3-3-7	3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	第３編 3-2-6-9　排水性舗装工	93
	22-3-3-7	4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第３編 3-2-6-9　排水性舗装工	93
	22-3-3-7	5	排水性舗装工	基層工	第３編 3-2-6-9　排水性舗装工	94
	22-3-3-7	6	排水性舗装工	表層工	第３編 3-2-6-9　排水性舗装工	94
	22-3-3-8	1	透水性舗装工	路盤工	第３編 3-2-6-10 透水性舗装工	95
	22-3-3-8	2	透水性舗装工	表層工	第３編 3-2-6-10 透水性舗装工	95
第３節　舗装工	22-3-3-9	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第３編 3-2-6-11　グースアスファルト舗装工	96
	22-3-3-9	2	グースアスファルト舗装工	基層工	第３編 3-2-6-11　グースアスファルト舗装工	96
	22-3-3-9	3	グースアスファルト舗装工	表層工	第３編 3-2-6-11　グースアスファルト舗装工	96
	22-3-3-10	1	コンクリート舗装工	下層路盤工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	3	コンクリート舗装工	セメント（石灰）安定処理工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	97
	22-3-3-10	5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	98
	22-3-3-10	6	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）下層路盤工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	99
	22-3-3-10	7	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	99
	22-3-3-10	8	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）セメント(石灰)安定処理工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	99
	22-3-3-10	9	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	99

	22-3-3-10	10	コンクリート舗装工	（転圧コンクリート版工） 転圧コンクリート版工	第３編 3-2-6-12　コンクリート舗装工	100
	22-3-3-11	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工	第３編 3-2-6-13　薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	第３編 3-2-6-13　薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	3	薄層カラー舗装工	セメント（石灰）安定処理工	第３編 3-2-6-13　薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第３編 3-2-6-13　薄層カラー舗装工	101
	22-3-3-11	5	薄層カラー舗装工	基層工	第３編 3-2-6-13　薄層カラー舗装工	102
	22-3-3-12	1	ブロック舗装工	下層路盤工	第３編 3-2-6-14　ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）	第３編 3-2-6-14　ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	3	ブロック舗装工	セメント（石灰）安定処理工	第３編 3-2-6-14　ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工	第３編 3-2-6-14　ブロック舗装工	103
	22-3-3-12	5	ブロック舗装工	基層工	第３編 3-2-6-14　ブロック舗装工	104
	22-3-3 共通		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工			105
			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工			105
第４節　路面排水工	22-3-4-3		側溝工	Ｌ型街渠工		106
				ＬＯ型街渠工		
				プレキャストU型側溝工		
				管(函)渠型側溝工		
	22-3-4-4		管渠工			
	22-3-4-5		街渠桝・マンホール工	街渠桝工		106
				マンホール工		
	22-3-4-6		排水性舗装用路肩排水工			106
第５節　防護柵工	22-3-5-3		路側防護柵工		第３編 3-2-3-8　路側防護柵工	107
	22-3-5-4		防止柵工		第３編 3-2-3-7　防止柵工	107
第６節　標識工	22-3-6-3		小型標識工		第３編 3-2-3-6　小型標識工	107
	22-3-6-4	1	土留・仮締切工	H鋼杭	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	108
				鋼矢板		
	22-3-6-4	2	土留・仮締切工	アンカー工	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	108
	22-3-6-4	3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	108
	22-3-6-4	4	土留・仮締切工	締切盛土	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	108
	22-3-6-4	5	土留・仮締切工	中詰盛土	第３編 3-2-10-5　土留・仮締切工	108

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	22-3-6-5		大型標識工	標識基礎工		109
	22-3-6-5		大型標識工	標識柱工		109
第 7 節　道路付属物施設工	22-3-7-3		区画線工		第 3 編 3-2-3-9　区画線工	109
	22-3-7-4		縁石工		第 3 編 3-2-3-5　縁石工	109
	22-3-7-7		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10　道路付属物工	109
	22-3-7-8		踏掛版工	コンクリート工		110
				ラバーシュー		
				アンカーボルト		
	22-3-7-9		組立歩道工			110
	22-3-7-9		組立歩道工	支柱基礎工		110
	22-3-7-10		ケーブル配管工			111
	22-3-7-10		ケーブル配管工	ハンドホール		111
	22-3-7-11		照明工	照明柱基礎工		111
第 7 章　木造橋						
第 3 節　木造橋	22-7-3 共通		木造橋(上下部構造)			112

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	1	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5m	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－２％			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		平均値	個々の計測値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	2	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工） （面管理の場合）					１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 ３．計測は法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上、盛土法面の計測密度は４点／㎡（平面投影面積当たり）以上とするか、面積及び延長を３次元ＣＡＤソフトにより測定する場合は 100 点/㎡と（平面投影面積当たり）する。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 ６．面積及び延長の計測は、３次元ＣＡＤソフトにより実施する。 ７．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、３次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	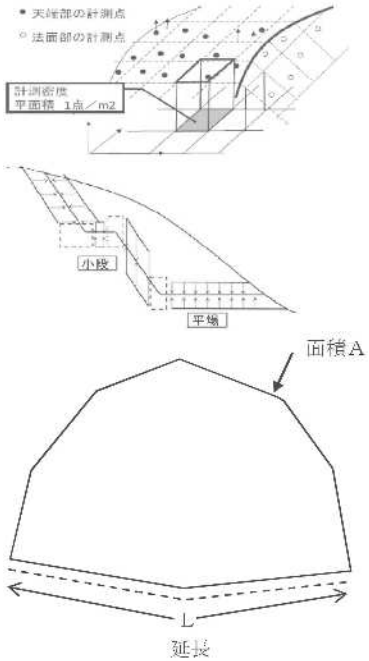	第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
						切土法面（小段を含む）	水平又は標高較差	±100	±160			
						盛土法面 4割＜勾配	標高較差	－50	－170			
						盛土法面 4割＜勾配（小段を含む）	標高較差	－60	－170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する水平方向の長さＸをＸ割とあらわしたもの						
						延長Ｌ		－200				
						面積Ａ（法面に代えて計測）		－２％				
						※法面の計測を面積Ａの計測に代えることができる						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	3	植生工 （厚層基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％			
						厚さ t	t＜5㎝	－10	施工面積 200 ㎡につき１ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	2		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3－2－3－9区画線工に準ずる。
						幅 w	設計値以上			
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	4		視線誘導標	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		第3編3－2－3－10 道路付属物工に準ずる。
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	5		木製構造物工	延長 L	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	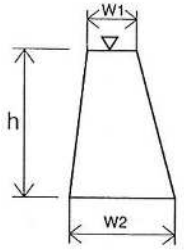	
						幅（厚さ）w1，w2	－50			
						のり勾配	±0.5分			
						高さ h	－100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位 mm 摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	1	鉄線かご工 （ふとんかご工）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	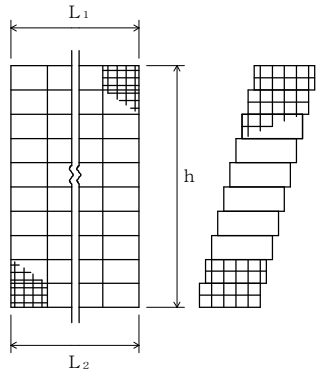	
						高さ h	-50			
						延長 L_1, L_2	-200			
						幅（厚さ） w	-50			
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	2	鉄線かご工 （じゃかご工）	法長 ℓ ℓ＜３m	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	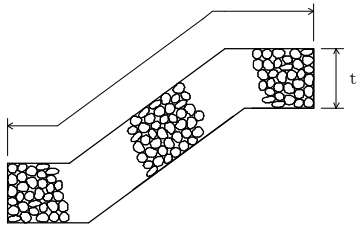	
						法長 ℓ ℓ≧３m	－100			
						厚さ t	－50			
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	11		管渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※印は、場所打のある場合。	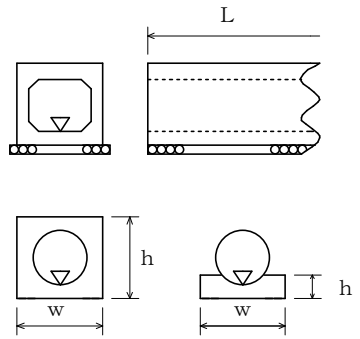	第 22 編 22—２－６－７プレキャストカルバート工に準ずる。
						※幅 w	－50			
						※高さ h	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	12		枠工 （鉄筋コンクリート方枠） （片法枠工） （鋼製枠工）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	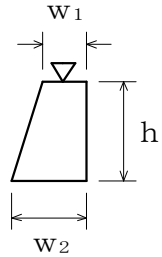	
						幅 w	−30			
						高さ h	−50			
						延長 L	−200			
						のり勾配	±0.2 分			
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	13		鋼製柵工	高さ h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	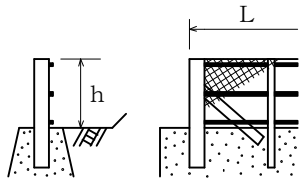	
						延長 L	−200	１施工箇所ごと		
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	14		金網張工	幅 w	−200	１施工箇所ごと		
						延長 L	−200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	1	土留・仮締切・土のう工（H鋼杭）（鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	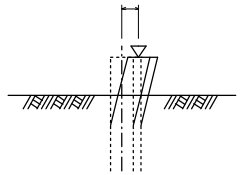	第３編３－２－10－５土留・仮締切工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	2	土留・仮締切・土のう工（アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	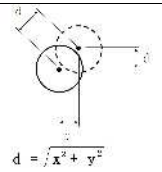	第３編３－２－10－５土留・仮締切工に準ずる。
						配置誤差	100			
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	3	土留・仮締切・土のう工（連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	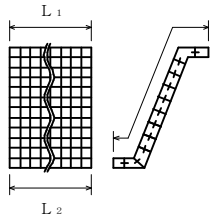	第３編３－２－10－５土留・仮締切工に準ずる。
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所ごと		
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	4	土留・仮締切・土のう工（締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。 延長 50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	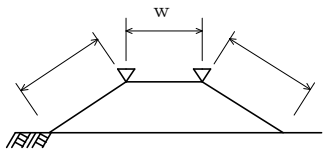	第３編３－２－10－５土留・仮締切工に準ずる。
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			
21 治山編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	5	土留・仮締切・土のう工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。 延長 50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		第３編３－２－10－５土留・仮締切工に準ずる。

単位 mm

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	1	掘削工、切土工	基準高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。	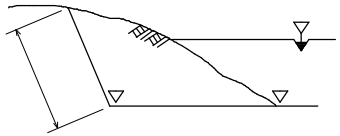	
						法長 ℓ	ℓ＜５m	−200				
							ℓ≧５m	法長－４％				
						延長		-200				
						のり勾配		±５厘				
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	2	掘削工、切り土工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	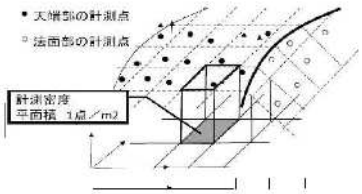 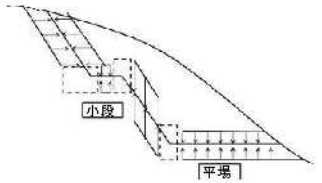	
						平場	標高較差	±100	±150			
						法面（小段含む）	水平又は標高較差	±100	±160			
						法面（軟岩ＩＢ～硬岩）（小段含む）	水平又は標高較差	±100	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	1	盛土工、埋戻し	基準高 ▽		−50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。	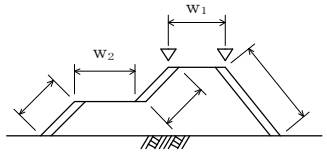	
						法長 ℓ	ℓ＜５m	−100				
							ℓ≧５m	法長－２%				
						幅 w_1, w_2		−100				
						延長		-200				
						のり勾配		±５厘				
21 治山編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	2	盛土工、埋戻し（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	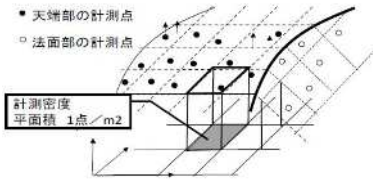 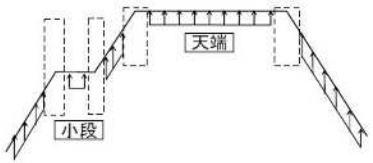	
						天端	標高較差	−50	−150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	−50	−170			
						法面 4割＜勾配（小段含む）	標高較差	−60	−170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸ をＸ割と表したもの						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	2 渓間工	3 工場製作工	3		鋼製ダム製作工（仮組立時）	部材の水平度	10	全数を測定。 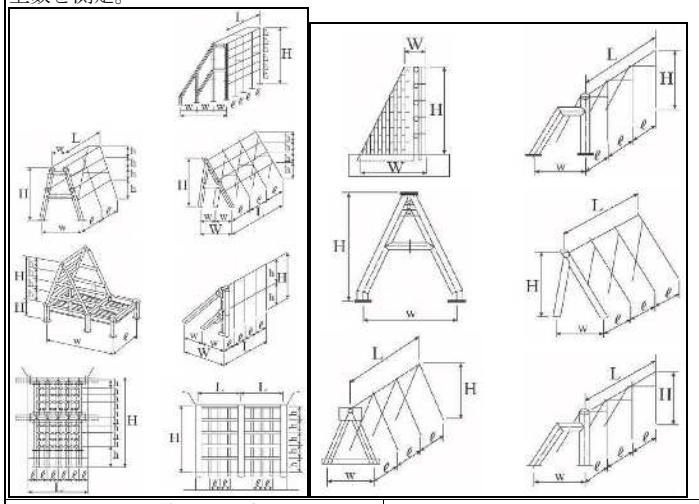		第3編3－2－12－3桁製作工（鋼製えん堤製作工（仮組立時））に準ずる。
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
21 治山編	2 渓間工	3 工場製作工	4		鋼製ダム仮設材製作工	部材 部材長 ℓ（m）	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
21 治山編	2 渓間工	3 工場製作工	5		工場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が 200 ㎡に満たない場合は 10 ㎡ごとに 1 点とする。		第3編3－2－12－11 工場塗装工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
ムダト	21ク治山編	2コ渓間工	4 工	3 4	コンクリートダム本体工 コンクリート副ダム工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	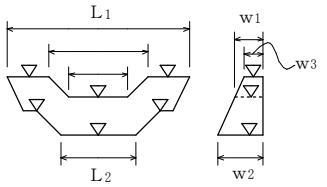	
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	−30			
						水通しの幅 ℓ_1 ℓ_2	±50			
						堤長 L_1, L_2	−50			
						のり勾配	±0.2分			
ムダト	21ク治山編	2コ渓間工	4 工	5 6	コンクリート側壁工 間詰工	基準高 ▽	±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	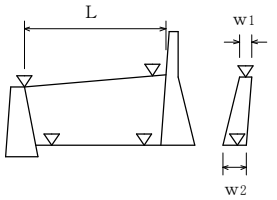	
						幅 w_1, w_2	−30			
						長さ L	−50			
						のり勾配	±0.2分			
ムダト	21ク治山編	2コ渓間工	4 工	7	水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	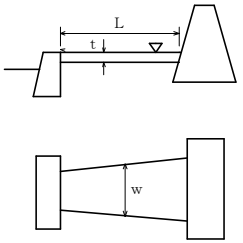	
						幅 w	−30			
						厚さ t	−30			
						延長 L	−50			
ムダト	21ク治山編	2コ渓間工	4 工	8	流木捕捉工	間隔 ℓ	±10	全数を測定。	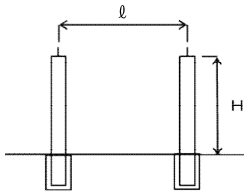	
						高さ H	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	2 渓間工	5 木製ダム工	4		木製ダム工本体工	基準高 ▽	−30	図面の表示箇所で測定。	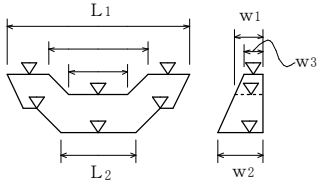	
						堤長 L	−50			
						幅 w_1, w_3	-50			
						のり勾配	±0.5分			
21 治山編	2 渓間工	5 木製ダム工	5		木製側壁工	基準高 ▽	−100	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。	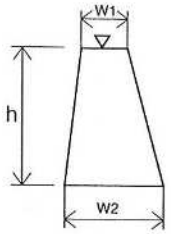	
						幅 w_1, w_2	−50			
						延長 L	−50			
						のり勾配	±0.2分			
21 治山編	2 渓間工	5 木製ダム工	6 7		間詰工 水叩工	基準高 ▽	−30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	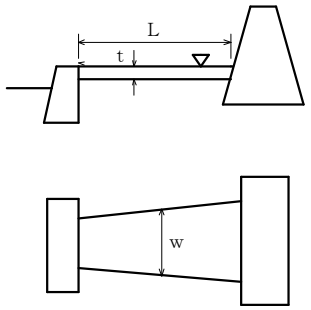	
						幅 w_1, w_2	−50			
						延長 L	−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本体工（不透過型）	水通し部	基準高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	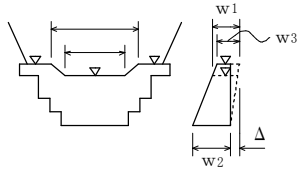	
							長さ ℓ	−50			
							幅 w_1, w_3	−50			
							のり勾配	±0.2分			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							のり勾配	±0.2分			
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	4		鋼製ダム本体工（透過型）	堤長L （m）格		±50	測定項目の格，A，Bはそれぞれ 格：格子形鋼製砂防えん堤 A：鋼製スリットえん堤 A型 B：鋼製スリットえん堤 B型 L：鋼製L型スリット を表している。	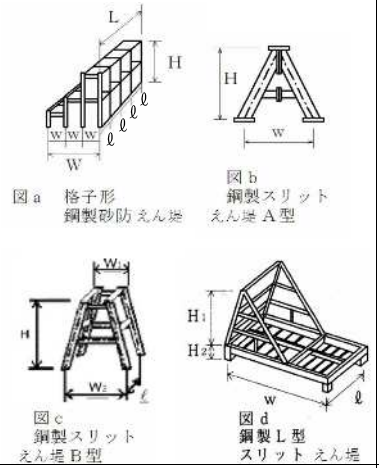	
						堤長ℓ （m）格・B・L		±10			
						堤幅W （m）格		±30			
						堤幅w （m）格・B・L		±10			
						堤幅w （m）A		±10			
						高さH （m）格・B・L		±10			
						高さH （m）A		±10			
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	5		鋼製側壁工	堤高 ▽		±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	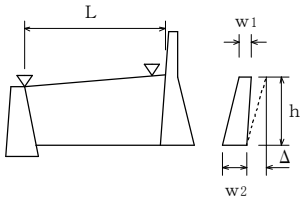	
						長さ L		±100			
						幅 w_1, w_2		±50			
						のり勾配		±0.2分			
						高さh	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	6 7		側壁工 間詰工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。	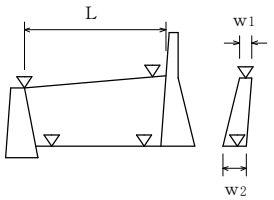	第 21 編 21—2－4－5，6 コンクリート側壁工・間詰工に準ずる。
						幅 w_1，w_2	－30			
						長さ L	－50			
						の り 勾 配	±0.2 分			
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	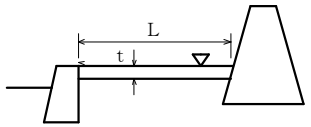 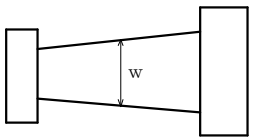	第 21 編 21—2－4－7 水叩工に準ずる。
						幅 w	－30			
						厚さ t	－30			
						延長 L	－50			
21 治山編	2 渓間工	6 鋼製ダム工	9		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200 ㎡に満たない場合は 10 ㎡ごとに 1 点とする。		第 3 編 3—2－3－31 現場塗装工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	3	1	コンクリート工	基準高 ▽		±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長。	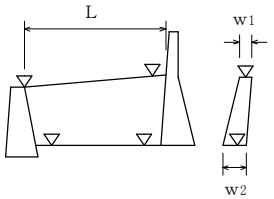	第 21 編 21—2－4－5コンクリート側壁工に準ずる。
						幅 w_1，w_2		－30			
						長さ L		－100			
						の り 勾 配		±0.2 分			
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	3	2	木製枠工	基準高 ▽		±50	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイントごとに測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点にを測定直角な水平延長	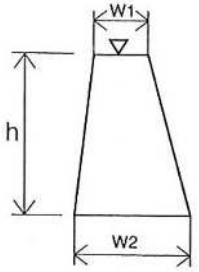	第 21 編 21—2－5－5木製側壁工に準ずる。
						幅 w_1，w_2		－50			
						延 長 L		－100			
						の り 勾 配		±0.2 分			
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	3	3	鋼製枠工	堤 高 ▽		±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	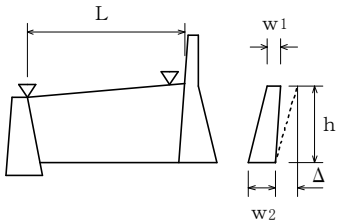	第 21 編 21—2－6－5鋼製側壁工に準ずる。
						長 さ L		±100			
						幅 w_1，w_2		±50			
						の り 勾 配		±0.2 分			
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	3	4	コンクリートブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	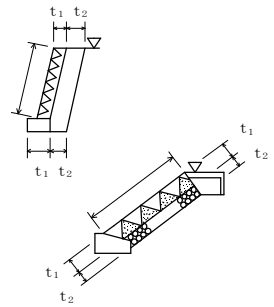	第３編３－２－５－３コンクリートブロック工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張） t_1		－50			
						厚さ（裏込） t_2		－50			
						延 長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	4	1	根固工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	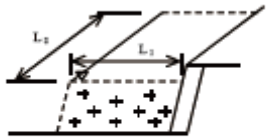	第３編３－２－３－17 根固めブロック工に準ずる。
							厚さ	－20	幅、厚さは 40 個につき１箇所測定。		
							幅 w1，w2	－20			
							延長 L1,L2	－200	１施工箇所ごと		
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	t は根固めブロックの高さ	
							延長 L1,L2	－t/2	1 施工箇所ごと		
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	4	2	沈床工	基準高▽		±150	１組ごと	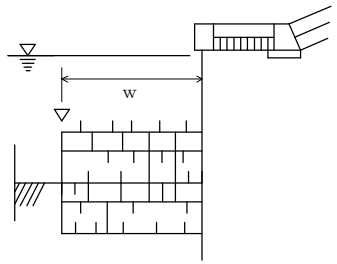	第３編３－２－３－18 沈床工に準ずる。
						幅	w	±300			
						延長	L	－200			
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	5	1	かご工（じゃかご工）	法長 ℓ	ℓ＜３m	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	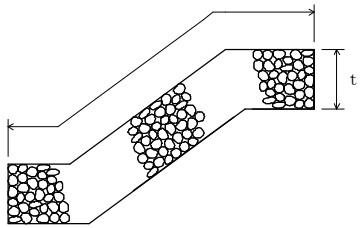	第 21 編 21―１－５－10 鉄線かご工（じゃかご工）に準ずる。
							ℓ≧３m	－100			
						厚さ	t	－50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	2 渓間工	7 護岸工	5		かご工（ふとんかご工）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	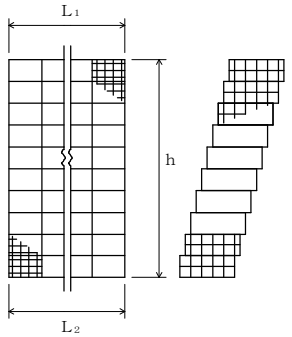	第 21 編 21—１－５－10 鉄線かご工（ふとんかご工）に準ずる。
						高さ h		-50			
						延長 L_1, L_2		-200			
						幅（厚さ） w		-50			
21 治山編	2 渓間工	8 水制工	1		水制工				第 21 編第２章第７節護岸工に準ずる。		
21 治山編	2 渓間工	9 流路工	1		流路工				第 21 編第２章第７節護岸工に準ずる。		
21 治山編	2 渓間工	10 異形コンクリートブロック工	1		異形ブロック製作	幅		+20 -10	製作個数の５％		
						高さ		+20 -10			
						長さ		+20 -10			
					異形コンクリートブロック据付	層積	基準高▽	±300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	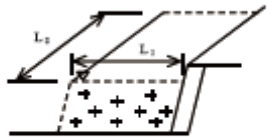 t は根固めブロックの高さ	第３編３－２－３－17 根固めブロック工に準ずる。
							厚さ	－20	幅、厚さは 40 個につき１箇所測定。		
							幅 w1, w2	－20			
							延長 L1, L2	－200	１施工箇所ごと		
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							延長 L1, L2	－t/2	1 施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	2	1	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－100			
							ℓ≧5ｍ	法長の－２％			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	2	2	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 ３．計測は法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上、盛土法面の計測密度は４点／㎡（平面投影面積当たり）以上とするか、面積及び延長を３次元ＣＡＤソフトにより測定する場合は 100 点/㎡と（平面投影面積当たり）する。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 ６．面積及び延長の計測は、３次元ＣＡＤソフトにより実施する。 ７．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、３次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	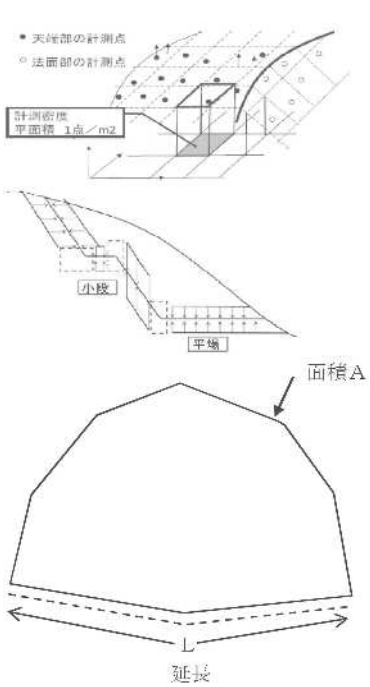	第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
						切土法面（小段を含む）	水平又は標高較差	±100	±160		
						盛土法面 ４割＜勾配	標高較差	－50	－170		
						盛土法面 ４割＜勾配（小段を含む）	標高較差	－60	－170		
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する水平方向の長さＸをＸ割とあらわしたもの					
						延長Ｌ		－200			
						面積Ａ（法面に代えて計測）		－２％			
						※法面の計測を面積Ａの計測に代えることができる					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	2	3	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％			
						厚さ t	t＜5㎝	－10	施工面積 200 ㎡につき１ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	3		吹付工	法長 ℓ	ℓ＜3ｍ	－50	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	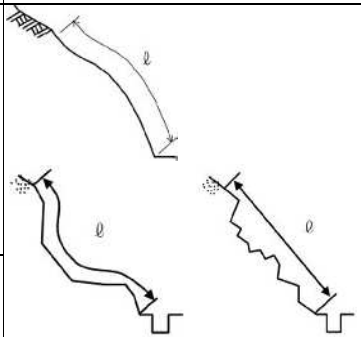	第３編３－２－14－３吹付工に準ずる。
							ℓ≧3ｍ	－100			
						厚さ t	t＜5㎝	－10	200 ㎡につき１ヶ所以上、200 ㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	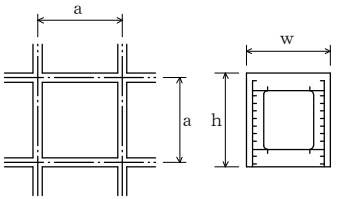	第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延長 100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高さ h		－30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	4	2	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工） （面管理の場合）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	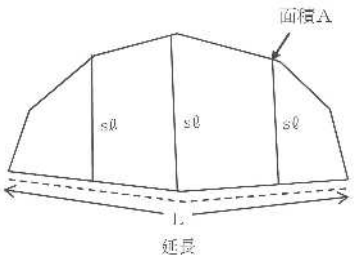	第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延長100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						高さ h		－30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと		
						面積A （法長に代えて計測）			１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜ が含まれている。 ３．計測密度は、法長、延長、面積を計測する場合には100点／㎡（平面投影面積当たり）以上とし、枠の幅、高さ、枠中心間距離を計測する場合は400点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．枠の幅は縦面間の距離を計測し、高さは上面と地面間の距離を計測する。 ５．プレキャスト法枠工は、法長及び延長のみの計測とする。 ６．測定項目の計測は、３次元ＣＡＤソフトにより実施する。 ７．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、３次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	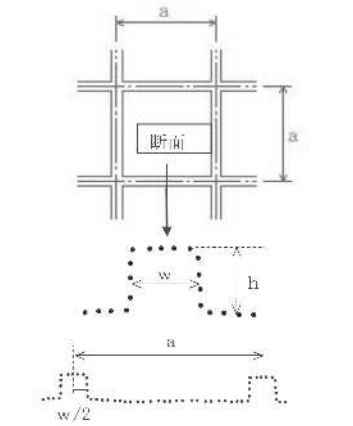	
						※法長の計測を面積Aの計測に代えることができる					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	4	3	法枠工（プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。
							ℓ≧10m	－200			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと		
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	5	1	かご工（じゃかご工）	法長 ℓ	ℓ＜３m	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	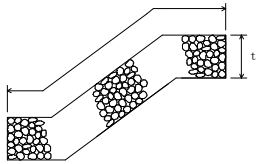	第 21 編 21―１－５－１０鉄線籠工（じゃかご工）に準ずる。
							ℓ≧３m	－100			
						厚さ t		－50			
21 治山編	3 山腹工	3 法面工	5	2	かご工（ふとんかご工）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	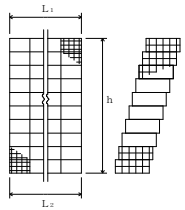	第 21 編 21―１－５－１０鉄線籠工（ふとんかご工）に準ずる。
						高さ h		-50			
						延長 L_1, L_2		-200			
						幅（厚さ） w		-50			
21 治山編	3 山腹工	4 法切工	2		法切工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。	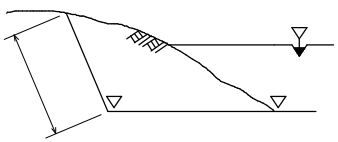	第 21 編 21―１－６－２掘削工、切土工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜５m	－200			
							ℓ≧５m	法長－４％			
						延長		-200			
						のり勾配		±５厘			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	3 4		コンクリート土留工 鉄筋コンクリート土留工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	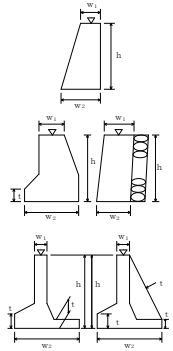	
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w_1, w_2		−30			
						高さ h	h＜３m	−50			
							h≧３m	−100			
						延長 L		−50	１施工箇所ごと		
						の り 勾 配		±0.２分			
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	5		石積土留工 コンクリートブロック積土留工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	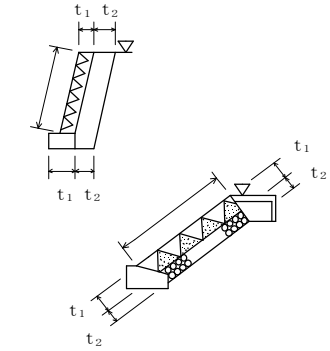	第３編３－２－５－３コンクリートブロック工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック積張） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長 L		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	6		丸太積土留工	延長 L	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	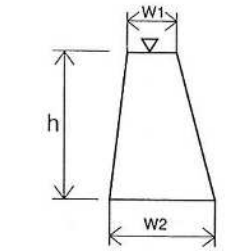	第 21 編 21—１－５－５木製構造物工に準ずる。
						幅（厚さ）w1，w2	－50			
						のり勾配	±0.5 分			
						高さ h	－100			
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	7		コンクリート板土留工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	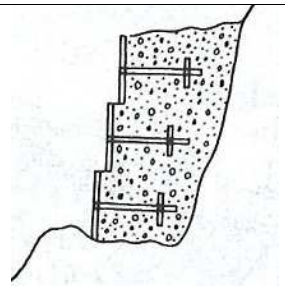	
						高さ h	－50			
						延長 L	－100	１施工箇所ごと		
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	8		鋼製枠土留工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	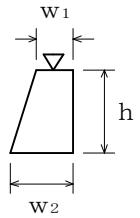	第 21 編 21—１－５－12 枠工に準ずる。
						幅 w	－30			
						高さ h	－50			
						延長 L	－200			
						のり勾配	±0.2 分			
21 治山編	3 山腹工	5 土留工	9		土のう積土留工	高さ h	-100		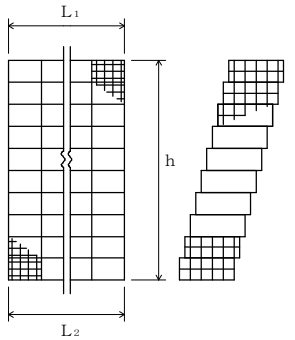	
						延長 L_1，L_2	-200			
						幅（厚さ） w	－50			
						の り 勾 配	±0.5 分			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	7 暗渠工	2 3 4		礫暗渠工 鉄線かご暗渠工 二次製品暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	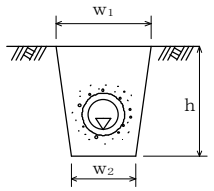	第３編３－２－３－29 側溝工に準ずる。
						幅 w_1, w_2	－50			
						深さ h	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
21 治山編	3 山腹工	7 暗渠工	5		ボーリング暗渠工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	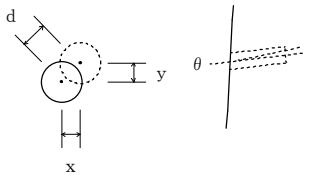 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	第 21 編 21－４－４－１ボーリング暗渠工に準ずる。
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
21 治山編	3 山腹工	8 水路工	2 3 5 6		張芝水路工 練張及び空張水路工 丸太柵及び編柵水路工 土のう等緑化二次製品水路工	幅 w	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	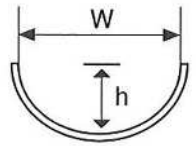	
						高さ h	－50			
						延長 L	－200			
21 治山編	3 山腹工	8 水路工	4		鋼製及びコンクリート二次製品水路工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	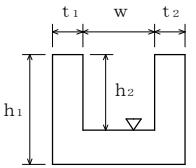	
						厚さ t_1, t_2	－20			
						幅 w	－30			
						高さ h_1, h_2	－30			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	8 水路工	7		集水桝工	基準高 ▽		±30	1ヶ所ごと ※は現場打部分のある場合 3次元計測技術を用いた出来形管理は、厚さ以外の測定項目については発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	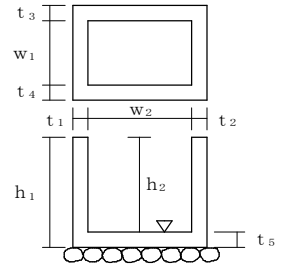	第3編3－2－3－30 集水桝工に準ずる。
						※厚さ t_1～t_5		－20			
						※幅 w_1, w_2		－30			
						※高さ h_1, h_2		－30			
21 治山編	3 山腹工	9 柵工	2 3 4 5		編柵工 木柵及び丸太柵工 コンクリート板柵工 鋼製及び合成樹脂二次製品柵工	延長 L	＜10m	-200	延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の 10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする	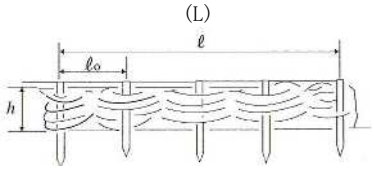	
							≧10m	-2%			
						柵　高　h		-30			
						杭の使用本数		L/L0+1 以上			
						杭間隔 L0		+200			
						杭の末口径 D		-10%			
21 治山編	3 山腹工	10 階段切付工	1		階段切付工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。	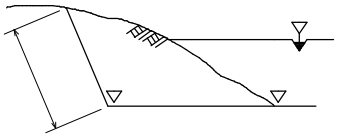	第 21 編 21—1－6－2掘削工、切土工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			
						延　長		-200			
						のり勾配		±5厘			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	11 筋工	2 3 4 5		石筋工	高さ	h	-50	延長は全箇所 施工延長 40m につき１箇所、延長 40m 以下のものは１施工箇所につき２箇所		
						延長	L	-100			
						幅	w	-50			
						のり勾配		±0.5 分			
					萱筋工	高さ	h	-50	延長は全箇所 施工延長 40m につき１箇所、延長 40m 以下のものは１施工箇所につき２箇所		
						延長	L	-100			
						幅	w	-50			
					丸太筋工	延長 L	＜１０m	-200	延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の 10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする	(L) ℓ ℓ₀ h	第 21 編第９節柵工に準ずる。
							≧１０m	-2%			
						柵高	h	-30			
						杭の使用本数		L/L_0+1 以上			
						杭間隔	L_0	+200			
						杭の末口径	D	-10%			
					その他緑化二次製品を用いた筋工	高さ	h	-50	延長は全箇所 施工延長 40m につき１箇所、延長 40m 以下のものは１施工箇所につき２箇所 （製品寸法は、規格証明書等による）		
						延長	L	-100			
						幅	w	-50			
						のり勾配		±0.5 分			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	12 伏工	2 3 4 5	1	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工	法長 ℓ	ＳＬ＜５ｍ	-200	法長の変化点ごとに測定する。 面積で管理する場合の規格値は、-2% とする。	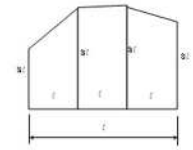	
							ＳＬ≧５ｍ	-4%			
						延長 L		-200			
						植被率		70%以上			
21 治山編	3 山腹工	12 伏工	2 3 4 5	2	わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工 （面管理の場合）	法長 ℓ	ＳＬ＜５ｍ	-200	法長の変化点ごとに測定する。 １．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜ が含まれている。 ３．計測密度は、100点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．測定項目の計測は３次元ＣＡＤソフトにより実施する。 ５．変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、３次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	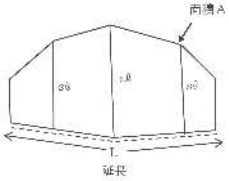	
							ＳＬ≧５ｍ	-4%			
						延長 L		-200			
						面積 A (法長及び延長に代えて計測)		-2%			
						※法長及び延長の計測を面積Aの計測に代えることができる					
21 治山編	3 山腹工	13 実播工	2 3 4		筋実播工 斜面実播工 航空実播工	切土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－100			
							ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
21 治山編	3 山腹工	14 吹付工	2 3		種子吹付工Ａ 種子吹付工Ｂ	切土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜５ｍ	－100			
							ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	15 植栽工	2	1	植栽工（正方形植栽等）	植栽本数（本）	設計数値以上	・標準地を設定：100 ㎡(10m×10m)を標準 1ha 未満　標準地２箇所以上 1ha 以上 5ha 未満　標準地３箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に１箇所 ［例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所］ ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く	標準地ごとに２箇所		
						苗木規格	設計数値以上	標準地ごとに２箇所		
						植付け穴	-50	標準地ごとに２箇所		
						植栽面積	-0.15%	周囲測量		
				2	植栽工（並木植え等）	植栽本数（本）	設計数値以上	・高中木（樹種毎）　200 本未満:5% 500 本未満:4% 500 本以上:3% ・低木（樹種毎）　200 本未満:3% 1000 本未満:1.5% 1000 本以上:0.8% ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く	標準地ごとに２箇所		
						苗木規格	設計数値以上	標準地ごとに２箇所		
						植付け穴	-50	標準地ごとに２箇所		
						植栽面積	-0.15%	周囲測量		
21 治山編	3 山腹工	15 植栽工	3		追肥	施肥面積	-0.15%	周囲測量		
						施肥量	設計数値以上	空袋数		
21 治山編	3 山腹工	15 植栽工	4		補植	補植面積	-0.15%	周囲測量		
						補植本数（本）	設計数値以上	・標準地を設定：100 ㎡(10m×10m)を標準 1ha 未満　標準地２箇所以上 1ha 以上 5ha 未満　標準地３箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に１箇所 ［例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所］ ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	3 山腹工	16 補強土壁工	1		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	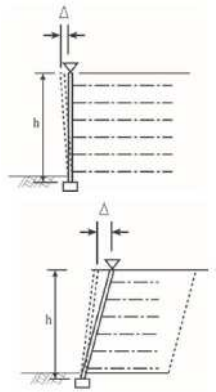	第３編３－２－15－３補強土壁工に準ずる。
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛直度 Δ		±0.03h かつ ±300 以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと		
21 治山編	3 山腹工	17 落石防止工	3 4 6		鋼製落石防止壁工 落石防護柵工 落石防護土留工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	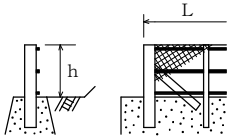	
						延長 L		－200	１施工箇所ごと		
21 治山編	3 山腹工	17 落石防止工	5 7		落石防護網工 固定工（ロープ伏工）	幅 W		-200	１施工箇所ごと		
						延長 L		-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	4 地すべり防止工	4 ボーリング暗渠工	1		ボーリング暗渠工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	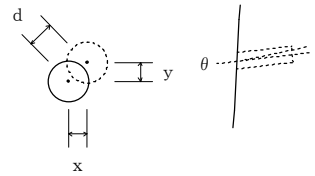	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
21 治山編	4 地すべり防止工	5 集水井工	3		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	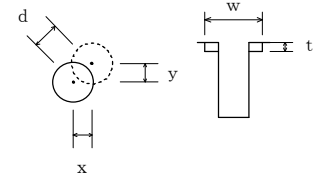	
						偏心量 d	150			
						長さ L	−100			
						巻立て幅 w	−50			
						巻立て厚さ t	−30			
21 治山編	4 地すべり防止工	6 排水トンネル工	3		支保工	設置間隔	±75	間隔、幅は、全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は、原則として建込み直後及び覆工前の２回とする。	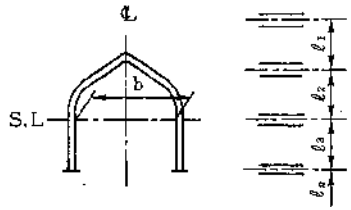	
						幅 b (B タイプ)	-0			
						幅 b (C･D タイプ)	-40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	4 地すべり防止工	6 排水トンネル工	5		覆工	基準高 ▽		±50	1．基準高、厚さ、幅、高さについては、1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2．巻 厚 (1) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (2) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端部（施工継目）において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (3) 削孔による巻厚の測定は、図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただしmトンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3．中心線のズレ 直線部は 50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	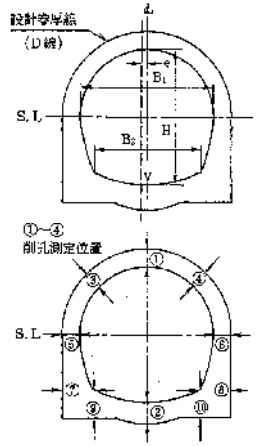	
						幅 W		−0			
						厚 さ t		−40			
						高 さ h		−40			
						中心線のズレ	直線部	±100			
							曲線部	±150			
						施工延長	150m未満	−150			
							150m以上	-0.1%			
21 治山編	4 地すべり防止工	7 排土及び押え盛土	23		排土工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1箇所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。	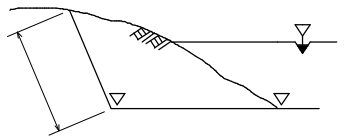	第21編21－1－6－2 掘削工、切土工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜5m	−200			
							ℓ≧5m	法長−4％			
						延 長		-200			
						のり勾配		±5厘			
					押え盛土工	基準高 ▽		−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1箇所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。	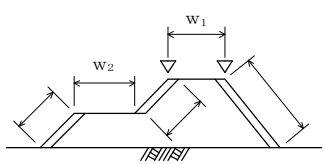	第21編21－1－6－3 盛土工、埋戻しに準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜5m	−100			
							ℓ≧5m	法長−2％			
						幅 w_1, w_2		−100			
						延 長		-200			
						のり勾配		±5厘			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	4 地すべり防止工	8 杭工	2		鋼管杭 合成杭	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	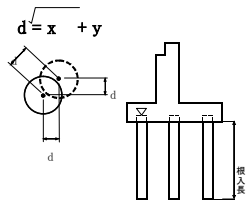	第３編３－２－４－４既製杭工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
21 治山編	4 地すべり防止工	9 シャフト工（深礎工）	1		シャフト工（深礎工）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	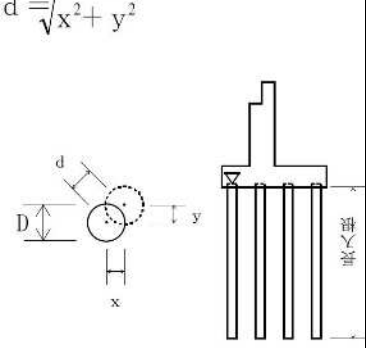	第３編３－２－４－６深礎工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
21 治山編	4 地すべり防止工	10 アンカー工	2		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	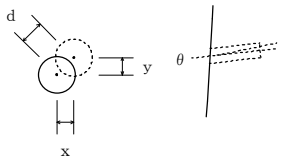	第３編３－２－14－６アンカー工に準ずる。
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	4 地盤改良工	2		表層安定処理工（サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	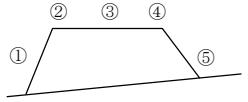	第３編３－２－７－４地盤改良工に準ずる。
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	w.（L）は施工延長 40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	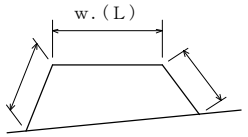	
						天端延長 L	－500			
21 治山編	5 海岸防災林造成	4 地盤改良工	3		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	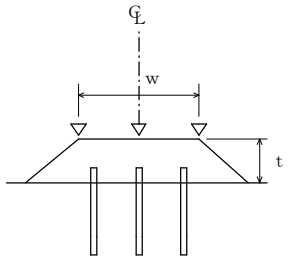	第３編３－２－７－４地盤改良工に準ずる。
						厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	4 地盤改良工	4 5		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	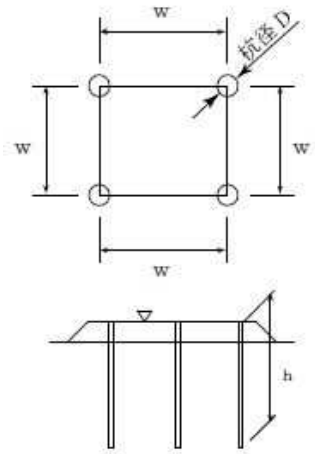 ※余長は、適用除外	第3編3－2－7－4地盤改良工に準ずる。
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
21 治山編	5 海岸防災林造成	4 地盤改良工	6		固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工	基準高 ▽	−50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	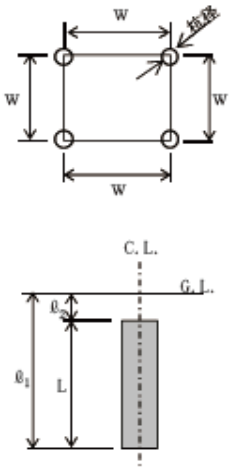	第3編3－2－7－4地盤改良工に準ずる。
						位置・間隔w	D/4 以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 ℓ	設計値以上	全本数 L=ℓ 1−ℓ 2 ℓ 1は改良体先端深度 ℓ 2は改良体天端深度		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	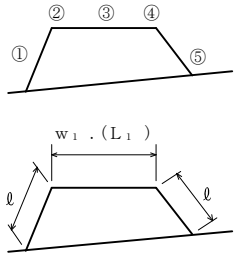	
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			－100			
						天端幅 w_1			－100			
						天端延長 L_1			－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽			±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる	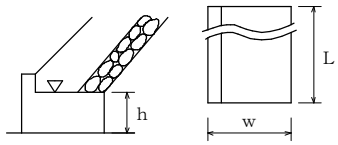	
						幅 w			－30			
						高さ h			－30			
						延長 L			－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽			±50	ブロック個数 40 個につき１箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	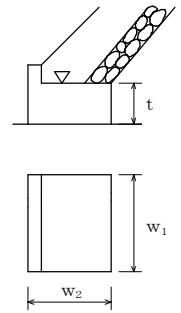	
						ブロック厚 t			－20			
						ブロック縦幅 w_1 ブロック横幅 w_2			－20 －20			
						延長 L			－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	7	1	笠コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工ヶ所につき２箇所。	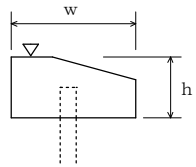	第３編３－２－４－３基礎工に準ずる。
						幅 w	－30			
						高さ h	－30			
						延長 L	－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	7	2	笠コンクリート工（プレキャスト笠コンクリート）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	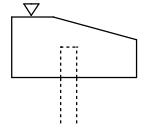	第３編３－２－４－３基礎工に準ずる。
						延長 L	－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	8	1	基礎工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工ヶ所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	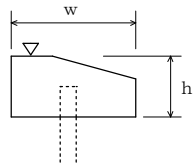	第３編３－２－４－３基礎工に準ずる。
						幅 w	－30			
						高さ h	－30			
						延長 L	－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	8	2	基礎工（プレキャスト基礎工）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	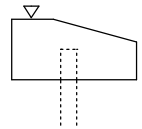	第３編３－２－４－３基礎工に準ずる。
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	5 護岸基礎工	9		矢板工	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき１ヶ所、延長 20m（又は 25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	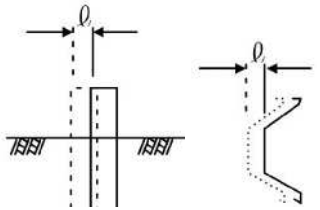	第３編３－２－３－４矢板工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
						変位 ℓ	100			
21 治山編	5 海岸防災林造成	6 護岸工	3		捨石張り工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	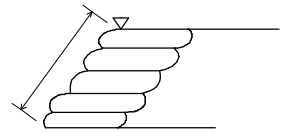	
						法長 ℓ　ℓ＜３m	－50			
						法長 ℓ　ℓ≧３m	－100			
						延長 L	－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	6 護岸工	4		石張り・石積み工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。	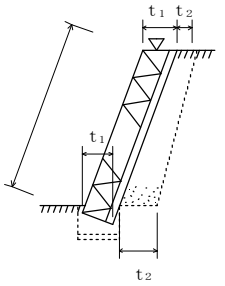	第３編３－２－５－５石積（張）工に準ずる。
						法長 ℓ　ℓ＜3m	－50			
						法長 ℓ　ℓ≧3m	－100			
						厚さ（石積・張） t_1	－50			
						厚さ（裏込） t_2	－50			
						延長 L	－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	6 護岸工	5		海岸コンクリートブロック工（製作）	幅	+20 −10	製作個数の５％		第 21 編第２章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
						高さ	+20 −10			
						長さ	+20 −10			
					海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	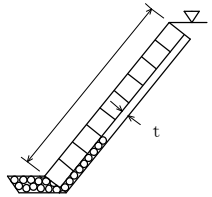	
						法長 ℓ　ℓ＜５m	－100			
						法長 ℓ　ℓ≧５m	ℓ×（－２%）			
						厚さ t	－50			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	6 護岸工	6		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	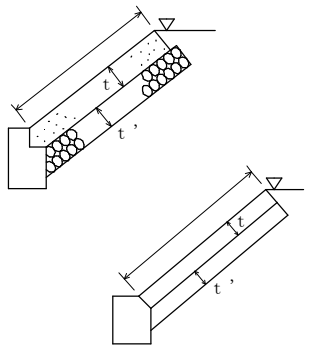	
						法長 ℓ	ℓ＜３m	−50			
							ℓ≧３m	−100			
						厚さ t	t＜100	−20			
							t≧100	−30			
						裏込材厚 t’		−50			
						延長 L		−200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	6 護岸工	7		現場打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長 40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	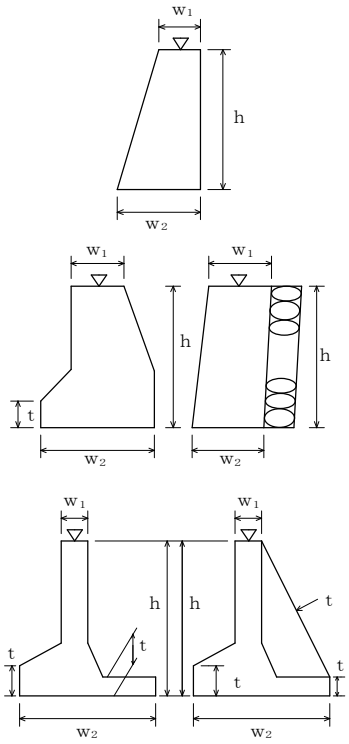	
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w_1, w_2		−30			
						高さ h	h＜３m	−50			
							h≧３m	−100			
						延長 L		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	7 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	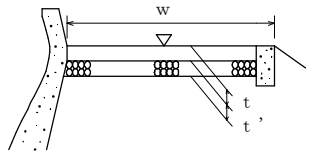	
						幅 w	−50			
						厚さ t	−10			
						基礎厚 t'	−45			
						延長 L	−200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	7 天端被覆工	3		アスファルト被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、1000 ㎡に１箇所の割でコアーを採取して測定。	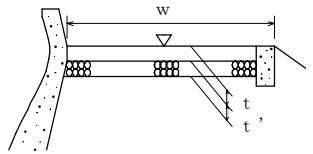	
						幅 w	−50			
						厚さ t	−９			
						基礎厚 t'	−45			
						延長 L	−200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	8 波返工	3		波返工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	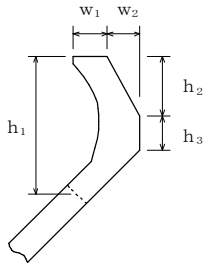	
						幅 w_1, w_2	−30			
						高さ h＜３m h_1, h_2, h_3	−50			
						高さ h≧３m h_1, h_2, h_3	−100			
						延長 L	−200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	9 裏法被覆工	2		石積（張）工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	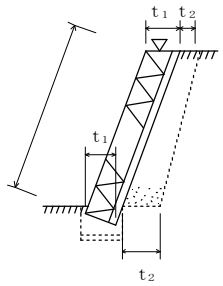	第３編３－２－５－５石積（張）工に準ずる。
						法長 ℓ ℓ＜3m	−50			
						法長 ℓ ℓ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1	−50			
						厚さ（裏込） t_2	−50			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	9 裏法被覆工	3	1	コンクリートブロック工（コンクリートブロック張り）（コンクリートブロック積み）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	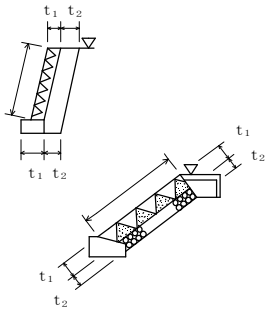	第３編３－２－５－３コンクリートブロック工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長 L		－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	9 裏法被覆工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	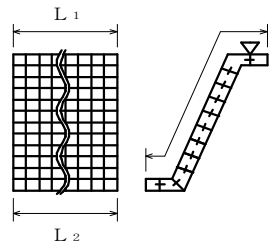	第３編３－２－５－３コンクリートブロック工に準ずる。
						法長 ℓ		－100			
						延長 L_1, L_2		－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	9 裏法被覆工	4		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	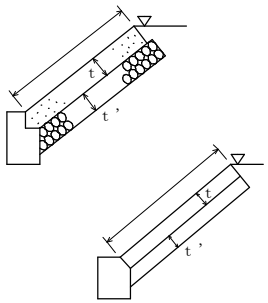	
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t	t＜100	－20			
							t≧100	－30			
						裏込材厚 t’		－50			
						延長 L		－200			
21 治山編	5 海岸林造成	9 裏法被覆工	5		アスファルト被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	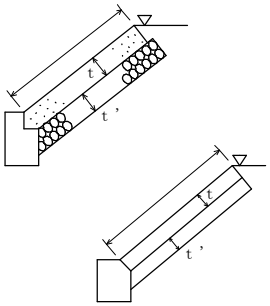	
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t	t＜100	－20			
							t≧100	－30			
						裏込材厚 t’		－50			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	9 裏法被覆工	6	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	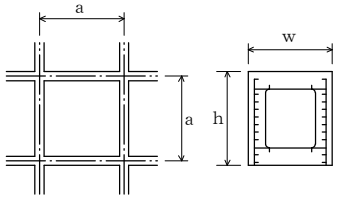	第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延長 100mにつき１ヶ所、枠延長 100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高さ h		－30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
21 治山編	5 海岸防災林造成	9 裏法被覆工	6	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。
							ℓ≧10m	－200			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと		
21 治山編	5 海岸防災林造成	10 カルバート工	3		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工 （ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工） （ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工）	基準高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合	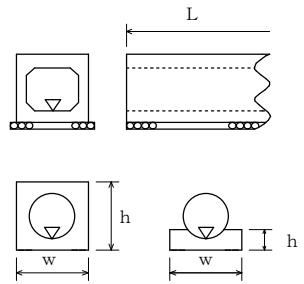	第３編３－２－３－２８プレキャストカルバート工に準ずる。
						※幅 w		－50			
						※高さ h		－30			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	11 排水構造物工	3		側溝工 （プレキャストU型側溝） （自由勾配側溝）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	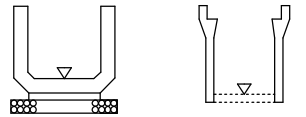	
						延長 L	−200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
21 治山編	5 海岸防災林造成	11 排水構造物工	4		集水桝工	基準高 ▽	±30	１箇所ごと ※は現場打部分のある場合	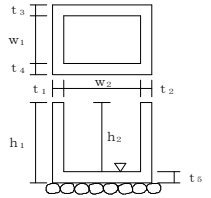	
						※厚さ t_1〜t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
21 治山編	5 海岸防災林造成	11 排水構造物工	5		堤脚水路工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。	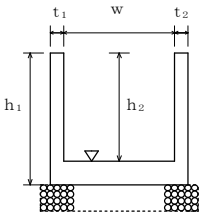	
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200	１施工箇所ごと		
21 治山編	5 海岸防災林造成	11 排水構造物工	6	1	管渠工 （プレキャストパイプ） （プレキャストボックス）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※印は現場打部分のある場合	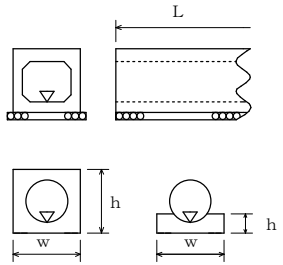	
						※幅 w	−50			
						※高さ h	−30			
						延長 L	−200	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	11 排水構造物工	6	2	管渠工 （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	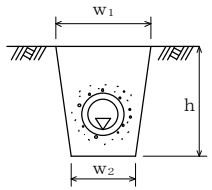	
						幅 w_1, w_2	−50			
						高 さ h	−30			
						延 長 L	−200	１施工箇所ごと		
21 治山編	5 海岸防災林造成	12 付属物設置工	4		階段工	幅 w	−30	１回／１施工箇所	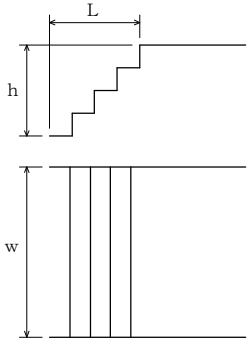	
						高 さ h	−30			
						長 さ L	−30			
						段 数	±０段			
21 治山編	5 海岸防災林造成	12 付属物設置工	5		防止柵工	基礎 幅 w	−30	単独基礎 10 基につき１基、10 基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。	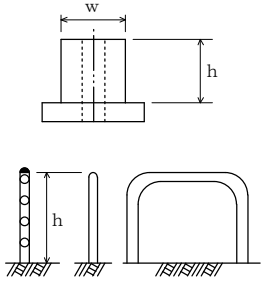	第３編３－２－３－７防止柵工に準ずる。
						基礎 高 さ h	−30			
						パイプ取付高 H	＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	1	アスファルト舗装工（下層路盤）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第3編3－2－6－7アスファルト舗装工に準ずる。
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	2	アスファルト舗装工（上層路盤）	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	−50	−50	—	—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	3	アスファルト舗装工（基層）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−25	−25	—	—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	4	4	アスファルト舗装工（表層）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3m プロフィルメーター（σ）2.4mm 以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	5	1	コンクリート舗装工（下層路盤）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第3編3－2－6－12 コンクリート舗装工に準ずる。
						厚さ	－45		－15			
						幅	－50		—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	5	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	－50		—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	5	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	－50		—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	5	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	－3	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	－25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	5	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	―10		－3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第３編３－２－６－12 コンクリート舗装工に準ずる。
						幅	―25		―			
						平坦性	―		ｺﾝｸﾘｰﾄの硬化後３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合 （σ）3mm 以下			
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	6	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第３編３－２－６－13 薄層カラー舗装工に準ずる。
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	6	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	6	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−８	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	6	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−５	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	6	5	薄層カラー舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第３編３－２－６－13 薄層カラー舗装工に準ずる。
						幅	－25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	7		側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	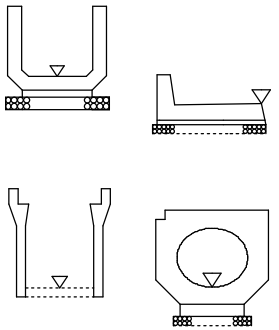	
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	8		集水桝工	基準高 ▽		±30	１箇所毎 ※は現場打部分のある場合	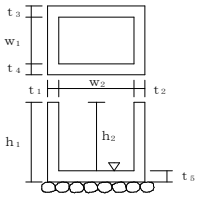	
						※厚さ t_1～t_5		－20			
						※幅 w_1，w_2		－30			
						※高さ h_1，h_2		－30			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	9		縁石工	延長 L		－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		第３編３－２－３－５縁石工に準ずる。
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	10		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所／１基	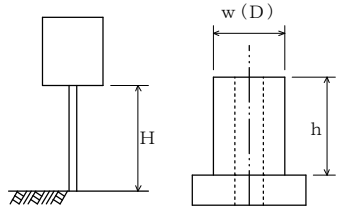	第３編３－２－３－６小型標識工に準ずる。
						基礎	幅 w （D）	－30	基礎１基ごと		
							高さ h	－30			
							根入れ長	設計値以上			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	11		路側防護柵工	基礎	幅 w	－30	１ヶ所／施工延長 40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。	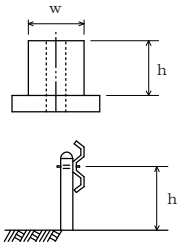	第３編３－２－３－８路側防護柵工に準ずる。
							高さ h	－30			
						ビーム取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	12		区画線工	厚さ t（溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3－2－3－9区画線工に準ずる。
						幅 w		設計値以上			
21 治山編	5 海岸防災林造成	13 付帯道路工	14		道路付属物工	高さ h		±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	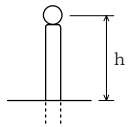	第3編3－2－3－10 道路付属物工に準ずる。
21 治山編	5 海岸防災林造成	14 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	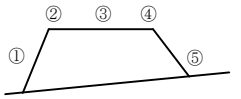	第21編21－5－5－4捨石工に準ずる。
							表面均し	±100			
						荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		－100		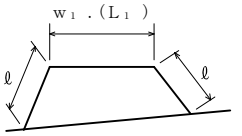	
						天端幅 w_1		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端延長 L_1		－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	14 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	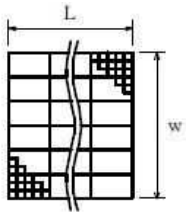	
						延長 L		-500			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	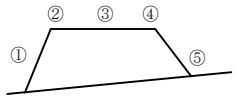	第21編21－５－５－４捨石工に準ずる。
						基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	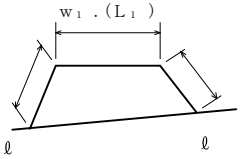	
						天端幅 w_1		－100			
						天端延長 L_1		－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t 未満	±300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 延長は、センターラインで行う。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	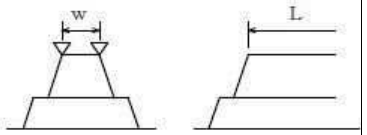	
						基準高▽	(層積)ブロック規格 26t 以上	±500			
						基準高▽	(乱積)	±ブロックの高さの 1/2			
						天端幅 w		±ブロックの高さの 1/2			
						天端延長 L		±ブロックの高さの 1/2			
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	9		石枠工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	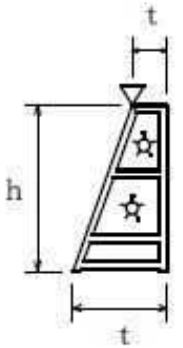	
						厚さ t		-50			
						高さ h	h＜3m	-50			
						高さ h	h≧3m	-100			
						延長 L		-200	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる	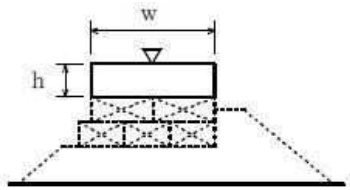	
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	バラストの基準高 ▽ 砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	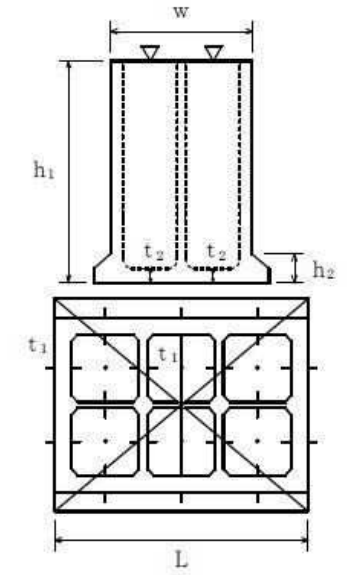	
						バラストの基準高 ▽ コンクリート	±50			
						壁厚 t1	±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w	+30，−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h1	+30，−10	完成時、四隅		
						長さ L	+30，−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t2	+30，−10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h2	+30，−10	底版完成時、四隅		
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	11	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	法線に対する出入り 1,2	ケーソン重量 2000t 未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	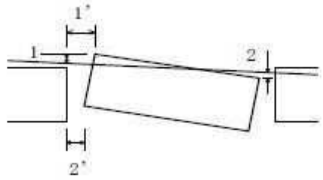	
							ケーソン重量 2000t 以上 ±150			
						据付目地間隔 1,2	ケーソン重量 2000t 未満 100 以下	据付完了後、天端２ヶ所		
							ケーソン重量 2000t 以上 200 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	11	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打ちコンクリート海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	1室につき1ヶ所（中心）	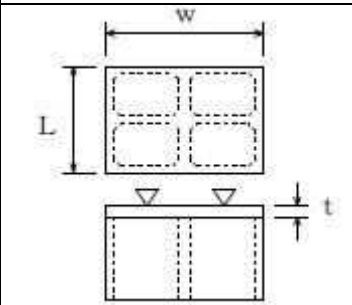	
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	12	1	セルラー工（セルラー工製作）	壁厚 t1	±10	型枠取外し後全数	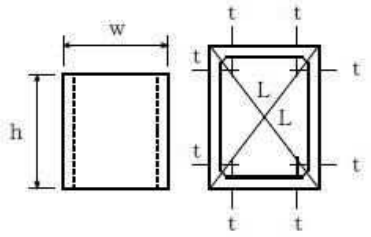	
						幅 w	+20, −10			
						高さ h1	+20, −10			
						長さ L	+20, −10			
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	12	2	セルラー工（セルラー工据付）	法線に対する出入り 1, 2	±50	据付後ブロック1 個に2ヶ所（ 各段ごと）	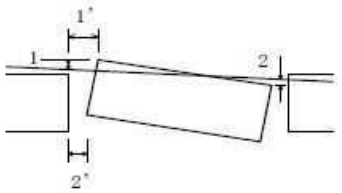	
						隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50 以下			
21 治山編	5 海岸防災林造成	15 突堤本体工	12	3	セルラー工（突堤上部工） 場所打ちコンクリート海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	1室につき1ヶ所（中心）	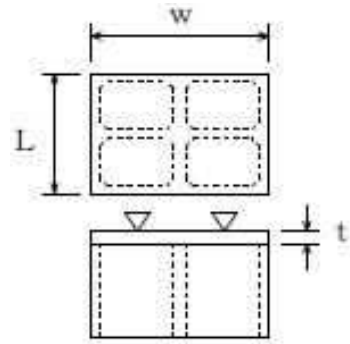	
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	16 根固め工	2		捨石工（根固め工）	基準高▽	異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	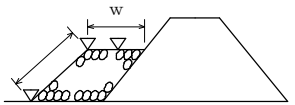	
							異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w		－100			
						天端延長 L		－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	16 根固工	3		根固ブロック工（製作）	幅		+20 −10	製作個数の５％		第 21 編第２章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
						高さ		+20 −10			
						長さ		+20 −10			
					根固ブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	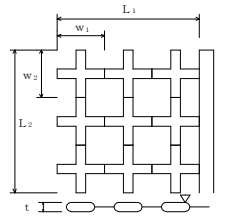	
							厚さ t	−20	幅、厚さは 40 個につき１箇所測定。		
							幅 w_1, w_2	−20			
							延長 $L_1 L_2$	−200	１施工箇所ごと		
						乱積	基準高▽	± t /2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	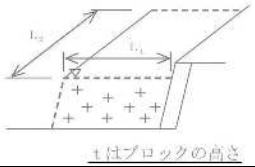	
							延長 $L_1 L_2$	− t /2	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	17 消波工	2		捨石工（消波工）	基準高▽	異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	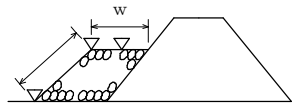	
							異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w		－100			
						天端延長 L		－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	17 消波工	3		消波ブロック工（製作）	幅		+20 −10	製作個数の５％		第 21 編第２章第 10 節異形ブロック製作に準ずる。
						高さ		+20 −10			
						長さ		+20 −10			
					消波ブロック工	層積	基準高▽	±300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	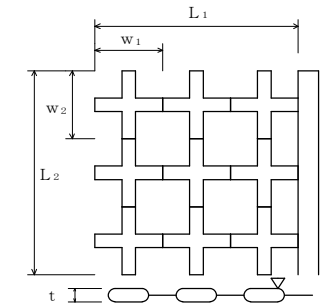	第 21 編 21―５－12－３根固ブロック工に準ずる。
							厚さ t	−20	幅、厚さは 40 個につき１箇所測定。		
							幅 w_1, w_2	−20			
							延長 $L_1 L_2$	−200	１施工箇所ごと		
						乱積	基準高▽	± t /2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	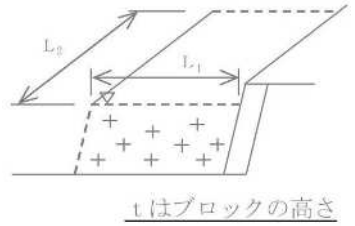	
							延長 $L_1 L_2$	− t /2	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	18 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	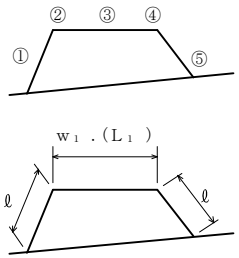	第 21 編 21―5－5－4 護岸基礎工に準ずる。
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			－100			
						天端延長 L_1			－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	2		捨石工	基準高 ▽			－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	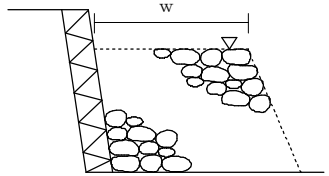	
						幅 w			－100			
						延長 L			－200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	3		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t 未満		±300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 延長は、センターラインで行う。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	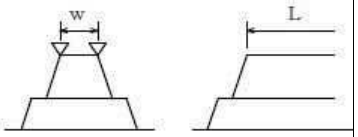	第 21 編 21―5－5－6 海岸コンクリートブロック工に準ずる。
							(層積)ブロック規格 26t 以上		±500			
							(乱積)		±ブロックの高さの 1/2			
						天端幅 w			±ブロックの高さの 1/2			
						天端延長 L			±ブロックの高さの 1/2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	4	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	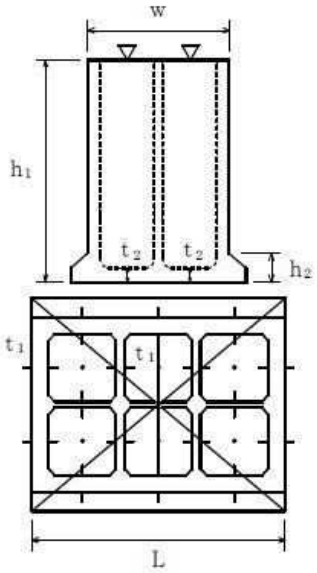	第21編21―5－15－11 ケーソン工に準ずる。
							コンクリート	±50			
						壁厚 t1		±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w		+30，−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h1		+30，−10	完成時、四隅		
						長さ L		+30，−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t2		+30，−10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h2		+30，−10	底版完成時、四隅		
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	4	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	法線に対する出入り 1,2		ケーソン重量 2000t 未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	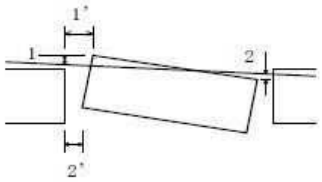	第21編21―5－15－11 ケーソン工に準ずる。
								ケーソン重量 2000t 以上 ±150			
						据付目地間隔 1,2		ケーソン重量 2000t 未満 100 以下	据付完了後、天端２ヶ所		
								ケーソン重量 2000t 以上 200 以下			
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	4	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心） ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	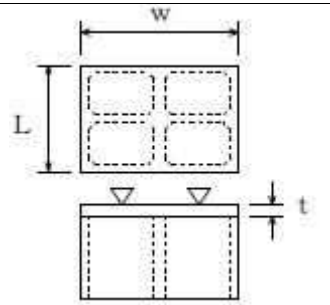	第21編21―5－15－11 ケーソン工に準ずる。
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	5	1	セルラー工（セルラー工製作）	壁厚 t1	±10	型枠取外し後全数	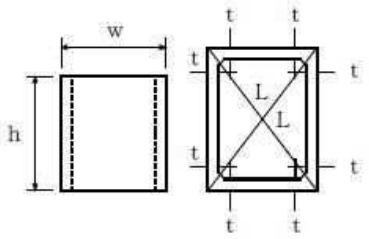	第 21 編 21―5－15－12 セルラー工に準ずる。
						幅 w	+20，−10			
						高さ h1	+20，−10			
						長さ L	+20，−10			
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	5	2	セルラー工（セルラー工据付）	法線に対する出入り 1，2	±50	据付後ブロック１ 個に２ヶ所（ 各段毎）	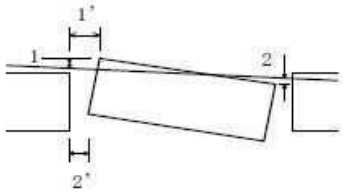	第 21 編 21―5－15－12 セルラー工に準ずる。
						隣接ブロックとの間隔 1'，2'	50 以下			
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	5	3	セルラー工（突堤上部工） 場所打ちコンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心） ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	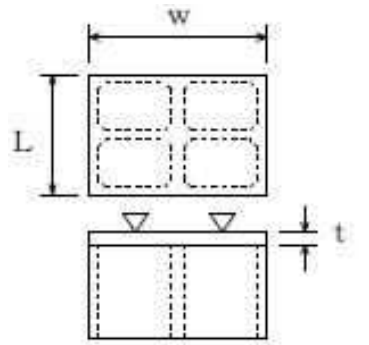	第 21 編 21―5－15－12 セルラー工に準ずる。
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
21 治山編	5 海岸防災林造成	19 海域堤本体工	6		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	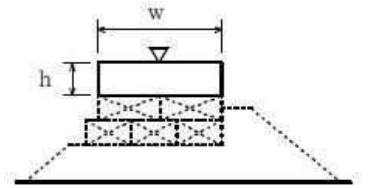	
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	20 砂丘造成	1		堆砂工 （堆砂垣・丘頂柵工）	延長 L	＜１０m	-200	延長は全箇所 柵高、杭間隔、杭径については、杭数の 10%程度について検測する。 ただし、杭の使用本数は全数とする	(L) ℓ ℓ_0 h	第 21 編第３章第９節柵工に準ずる。
							≧１０m	-2%			
						柵高 h		-30			
						杭の使用本数		L/L_0+1 以上			
						杭間隔 L_0		+200			
						杭の末口径 D		-10%			
21 治山編	5 海岸防災林造成	20 砂丘造成	2		盛土工	基準高 ▽		－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。	w_1 w_2	第１編１－２－３－３盛土工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長－2%			
						幅 w_1，w_2		－100			
						延長		-200			
21 治山編	5 海岸防災林造成	20 砂丘造成	3		覆砂工 （伏工・砂草植栽）	法長	ＳＬ＜５m	-200			第 21 編第３章第 12 節伏工に準ずる。
							ＳＬ≧５m	-4%			
						延長 L		-200			
						植被率		70%以上			
21 治山編	5 海岸防災林造成	20 砂丘造成	4		実播工	切土法長 ℓ	ℓ＜５m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第 21 編第３章第 13 節実播工に準ずる。
							ℓ≧５m	法長の－４%			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜５m	－100			
							ℓ≧５m	法長の－２%			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	21 森林造成	1	1	生育基盤盛土工	基準高 ▽		-50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は各法肩で測定。	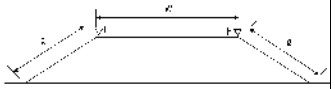	
						法長 ℓ	ℓ ＜ 5m	-50				
							ℓ ≧ 5m	法長－２％				
						幅 w		-100				
21 治山編	5 海岸防災林造成	21 森林造成	1	2	生育基盤盛土工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜ が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に± 5 ㎝ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	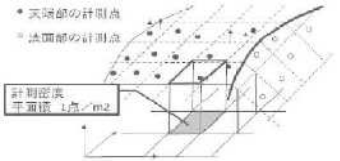 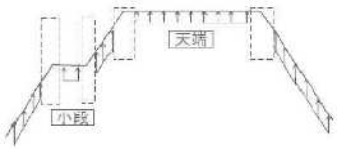	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割＜勾配（小段を含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する水平方向の長さＸをＸ割とあらわしたもの						
21 治山編	5 海岸防災林造成	21 森林造成	24		防風工 静砂工（静砂垣）	高 さ H		-30		施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所 延長は全箇所 （製品寸法は、規格証明書等による）		
						延 長 L		-2.0%				
21 治山編	5 海岸防災林造成	21 森林造成	3		排水工	幅 w		－100		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	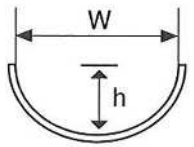	第 21 編第３章第８節水路工に準ずる。
						高 さ h		－50				
						延 長 L		－200				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	21 森林造成	5	1	植栽工（正方形植栽等）	植栽本数（本）	設計数値以上	・標準地を設定：100 ㎡(10m×10m)を標準 1ha 未満　標準地２箇所以上 1ha 以上 5ha 未満　標準地３箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に１箇所 ［例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所］ ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		第 21 編第３章第 15 節植栽工に準ずる。
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く	標準地ごとに２箇所		
						苗木規格	設計数値以上	標準地ごとに２箇所		
						植付け穴	-50	標準地ごとに２箇所		
						植栽面積	-0.15%	周囲測量		
21 治山編	5 海岸防災林造成	21 森林造成	5	2	植栽工（並木植え等）	植栽本数（本）	設計数値以上	・高中木（樹種毎）　200 本未満:5% 500 本未満:4% 500 本以上:3% ・低木（樹種毎）　200 本未満:3% 1000 本未満:1.5% 1000 本以上:0.8% ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		第 21 編第３章第 15 節植栽工に準ずる。
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く	標準地ごとに２箇所		
						苗木規格	設計数値以上	標準地ごとに２箇所		
						植付け穴	-50	標準地ごとに２箇所		
						植栽面積	-0.15%	周囲測量		
					追肥	施肥面積	-0.15%	周囲測量		
						施肥量	設計数値以上	空袋数		
					補植	補植面積	-0.15%	周囲測量		
						補植本数（本）	設計数値以上	・標準地を設定：100 ㎡(10m×10m)を標準 1ha 未満　標準地２箇所以上 1ha 以上 5ha 未満　標準地３箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に１箇所 ［例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所］ ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	5 海岸防災林造成	22 防風林の造成	1		防風柵	延長 L	＜１０m	−200		(L) ℓ ℓ_0 h	第 21 編第３章第９節柵工に準ずる
							≧１０m	−2%			
						柵高 h		−30			
						杭の使用本数		L/L_0+1 以上			
						杭間隔 L		+200			
						杭の末口径 D		−10%			
21 治山編	5 海岸防災林造成	22 防風林の造成	2		水路工	幅 w		−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	W h	第 21 編第３章第８節水路工に準ずる。
						高さ h		−50			
						延長 L		−200			
21 治山編	5 海岸林造成	22 防風林の造成	2		暗渠工	基準高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	w_1 h w_2	第 21 編第３章第７節暗渠工に準ずる。
						幅 w_1, w_2		−50			
						深さ L		−30			
						延長 L		−200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
21 治山編	5 海岸林造成	22 防風林の造成	3		植栽工				第 21 編第３章第 15 節植栽工に準ずる。		
21 治山編	5 海岸防災林造成	23 異形コンクリートブロック工	1 2		異形コンクリートブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	L_1 L_2	第 21 編第２章第 10 節異形コンクリートブロック工に準ずる。
							厚さ	−20	幅、厚さは 40 個につき１箇所測定。		
							幅 w1, w2	−20			
							延長 L1, L2	−200	１施工箇所ごと		
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	t は根固めブロックの高さ	
							延長 L1, L2	−t/2	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	6 なだれ防止林造成	5 雪ぴ予防工	1		吹きだめ柵 吹き払い柵	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	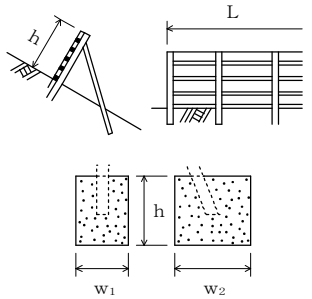	
						延長 L		−200	１施工箇所ごと		
						基礎	幅 w1，w2	−30	基礎１基ごと		
						基礎	高さ h	−30			
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	1		階段工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	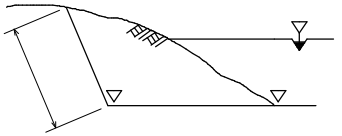	第 21 編 21−１−６−２掘削工、切土工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜５m	−200			
						法長 ℓ	ℓ≧５m	法長−４%			
						延長		-200			
						のり勾配		±５厘			
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	2		予防柵 防止柵	基準高 ▽		±50	１基ごと	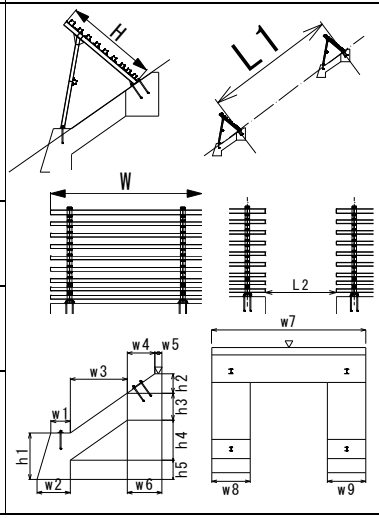	
						高さ H		±30	設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること		
						幅 W		−30	各列ごと１０%（端数切り上げ） 最下段で測定。		
						列間斜距離 Ｌ１		設計値以内	１基毎 床掘完了時は、w2、w3、w6、w7、w8、w9、h2、h3、h4、h5 で測定。 基礎コン出来形については、w1、w3、w4、w5、w7、w8、w9、h1 で測定。		
						柵間距離 Ｌ２		設計値以内			
						基礎	幅 W1～W9	−30			
						基礎	高さ h1～h5	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	3		吊柵 吊枠	基準高 ▽		±50	1基ごと 基準高は左右どちらかで測定。	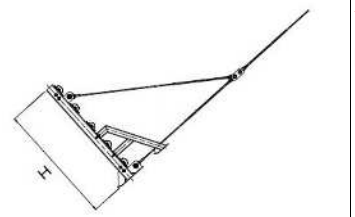	第 21 編 21－6－6－2 予防柵、防止柵に準ずる。
						高さ H		±30			
						幅 W		－30			
						列間斜距離 L1		設計値以内	設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること。	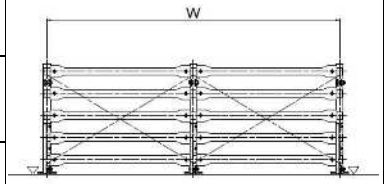	
						柵間距離 L2		設計値以内	各列ごと１０％（端数切り上げ） 最下段で測定。		
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	5		誘導擁壁	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	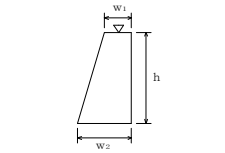	第 21 編第３章第５節土留工に準ずる。
						厚さ t		－20			
						裏込厚さ		－50			
						幅	w_1, w_2	－30			
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長 L		－200	1施工箇所ごと	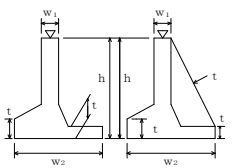	
						のり勾配		±0.2 分			
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	6		誘導柵	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	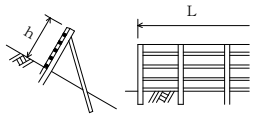	
						延長 L		－200	1施工箇所ごと		
						基礎	幅 w_1, w_2	－30	基礎１基ごと	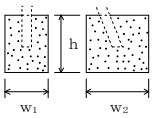	
						基礎	高さ h	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	7		減勢杭	杭間隔	±100	全数		
						高さ h	－100			
						根入長	設計値以上			
21 治山編	6 なだれ防止林造成	6 なだれ予防工	7		減勢枠工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	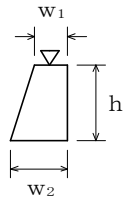	第 21 編 21—1 － 5 －12 枠工（鉄筋コンクリート方格枠）に準ずる。
						幅 w	－30			
						高さ h	－50			
						延長 L	－200			
						の り 勾 配	±0.2 分			
21 治山編	6 なだれ防止林造成	7 防護工	1		防護擁壁	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	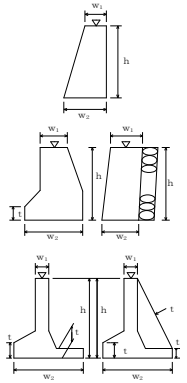	第 21 編第 3 章第 5 節土留工に準ずる。
						厚さ t	－20			
						裏込厚さ	－50			
						幅 w_1, w_2	－30			
						高さ h：h＜3 m	－50			
						高さ h：h≧3 m	－100			
						延長 L	－200	1 施工箇所ごと		
						の り 勾 配	±0.2 分			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
21 治山編	6 なだれ防止林造成	7 防護工	2		防護柵	基準高 ▽		±50	1基ごと	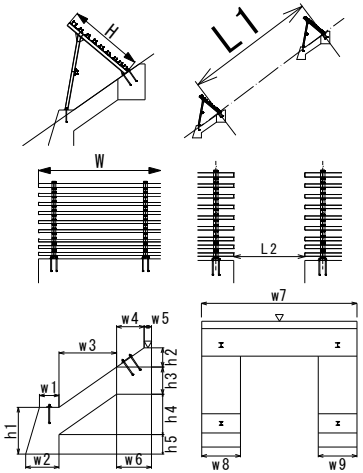	第21編21―6―6―2予防柵・防止柵に準ずる。
						高さ H		±30			
						幅 W		－30			
						列間斜距離 L1		設計値以内	設計縦断で測定。 ※監督員と協議すること		
						柵間距離 L2		設計値以内	各列ごと１０％（端数切り上げ） 最下段で測定。		
						基礎	幅 W1～W10	－30	1基ごと 床掘完了時は、w2、w3、w6、w7、w8、w9、h2、h3、h4、h5で測定。 基礎コン出来形については、w1、w3、w4、w5、w7、w8、w9、h1で測定。		
							高さ h1～h5	－30			
21 治山編	6 なだれ防止林造成	8 グライド防止工	1		木柵階段工				第21編21―1－6－2掘削工、切土工及び第21編21―3－9－3木柵及び丸太柵工に準ずる。		
21 治山編	6 なだれ防止林造成	9 森林造成	1	1	植栽工 （正方形植栽等）	植栽本数（本）		設計数値以上	・標準地を設定：100 ㎡(10m×10m)を標準 1ha 未満　　標準地２箇所以上 1ha 以上 5ha 未満　標準地３箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に１箇所 ［例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所］ ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		第21編第３章第15節植栽工に準ずる。
						植栽列間苗間隔		±200 ※根株等の障害物がある場合は除く	標準地ごとに２箇所		
						苗木規格		設計数値以上	標準地ごとに２箇所		
						植付け穴		-50	標準地ごとに２箇所		
						植栽面積		-0.15%	周囲測量		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
＋＋21 治山編	6 なだれ防止林造成	9 森林造成	1	2	植栽工（並木植え等）	植栽本数（本）	設計数値以上	・高中木（樹種毎）　200 本未満:5% 500 本未満:4% 500 本以上:3% ・低木（樹種毎）　200 本未満:3% 1000 本未満:1.5% 1000 本以上:0.8% ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		第 21 編第３章第 15 節植栽工に準ずる。
						植栽列間苗間隔	±200 ※根株等の障害物がある場合は除く	標準地毎に２箇所		
						苗木規格	設計数値以上	標準地ごとに２箇所		
						植付け穴	-50	標準地ごとに２箇所		
						植栽面積	-0.15%	周囲測量		
					追肥	施肥面積	-0.15%	周囲測量		
						施肥量	設計数値以上	空袋数		
					補植	補植面積	-0.15%	周囲測量		
						補植本数（本）	設計数値以上	・標準地を設定：100 ㎡(10m×10m)を標準 1ha 未満　標準地２箇所以上 1ha 以上 5ha 未満　標準地３箇所以上 5ha 以上は 5ha を超える毎に１箇所 ［例：24ha=3+(24-5)÷5≒7 箇所］ ・周囲測量図面に測定位置を記載する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	1	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5m	法長の－４％			
						盛土法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－２％			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	2	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 ３．計測は法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上、盛土法面の計測密度は４点／㎡（平面投影面積当たり）以上とするか、面積及び延長を３次元ＣＡＤソフトにより測定する場合は 100 点/㎡と（平面投影面積当たり）する。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 ６．面積及び延長の計測は、３次元ＣＡＤソフトにより実施する。 ７．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、３次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	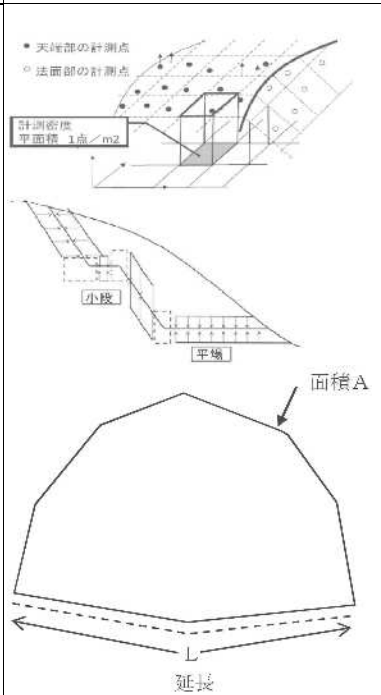	第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
						切土法面（小段を含む）	水平又は標高較差	±100	±160		
						盛土法面 4割＜勾配	標高較差	－50	－170		
						盛土法面 4割＜勾配（小段を含む）	標高較差	－60	－170		
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する水平方向の長さＸをＸ割とあらわしたもの					
						延長Ｌ		－200			
						面積Ａ（法面に代えて計測）		－２％			
						※法面の計測を面積Ａの計測に代えることができる					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	1	3	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％			
						厚さ t	t＜5cm	－10	施工面積 200 ㎡につき１ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	2		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。		第3編3－2－3－9区画線工に準ずる。
						幅 w	設計値以上			
22 林道編編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	4		視線誘導標	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。	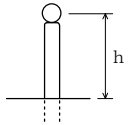	第3編3－2－3－10 道路付属物工に準ずる。
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	5		木製構造物工	延長 L	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	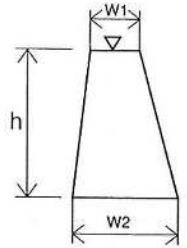	
						幅（厚さ）w1，w2	－50			
						のり勾配	±0.5分			
						高さ h	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	1	鉄線かご工（ふとんかご工）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	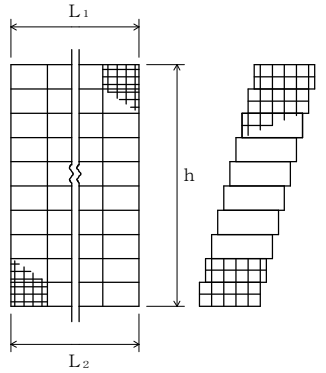	
						高さ h	-50			
						延長 L_1, L_2	-200			
						幅（厚さ） w	-50			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	10	2	鉄線かご工（じゃかご工）	法長 ℓ ℓ＜３m	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	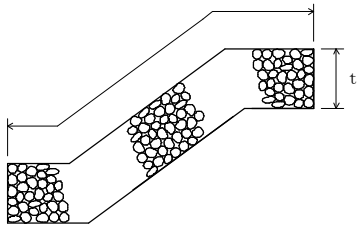	
						法長 ℓ ℓ≧３m	－100			
						厚さ t	－50			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	11		管渠工（ヒューム管）（ＰＣ管）（コルゲートパイプ）（ダクタイル鋳鉄管	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※印は、場所打のある場合。	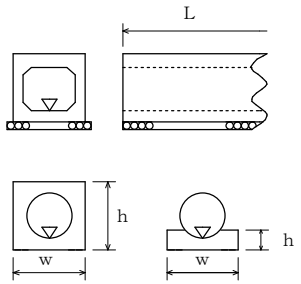	第 22 編 22―２－６－７プレキャストカルバート工に準ずる。
						※幅 w	－50			
						※高さ h	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	12		枠工 （鉄筋コンクリート方枠） （片法枠工） （鋼製枠工）	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	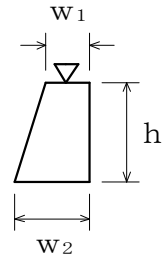	
						幅 w	−30			
						高さ h	−50			
						延長 L	−200			
						のり勾配	±0.5 分			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	13		鋼製柵工	高さ h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	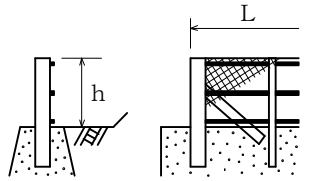	第 21 編 21—１－５－13 鋼製柵工に準ずる
						延長 L	−200	１施工箇所ごと		
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	14		金網張工	幅 w	−200	１施工箇所ごと		
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	1	土留・仮締切・土のう工（H鋼杭）（鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	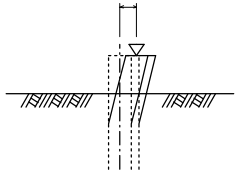	第３編３－２－10 － 5 土留・仮締切工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	2	土留・仮締切・土のう工（アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	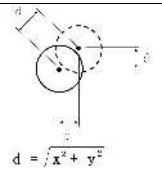	第３編３－２－10 － 5 土留・仮締切工に準ずる。
						配置誤差	100			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	3	土留・仮締切・土のう工（連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	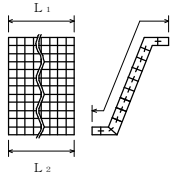	第３編３－２－10 － 5 土留・仮締切工に準ずる。
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所ごと		
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	4	土留・仮締切・土のう工（締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。 延長 50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	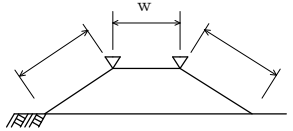	第３編３－２－10 － 5 土留・仮締切工に準ずる。
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	5 一般施工	16	5	土留・仮締切・土のう工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。 延長 50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		第３編３－２－10 － 5 土留・仮締切工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	1	掘削工、切土工	基準高 ▽		±50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。	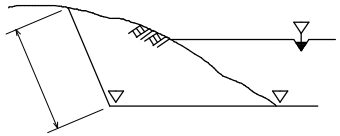	
						法長 ℓ	ℓ＜５m	−200				
							ℓ≧５m	法長－４％				
						延長		-200				
						のり勾配		±５厘				
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	2 一般土工	2	掘削工、切り土工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	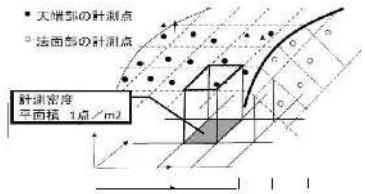 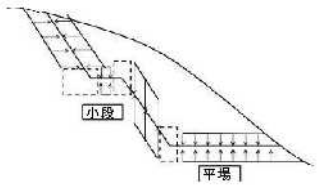	
						平場	標高較差	±100	±150			
						法面（小段含む）	水平又は標高較差	±100	±160			
						法面（軟岩ＩＢ～硬岩）（小段含む）	水平又は標高較差	±100	±330			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	1	盛土工、埋戻し	基準高 ▽		−50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。	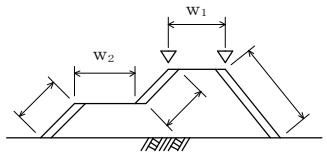	
						法長 ℓ	ℓ＜５m	−100				
							ℓ≧５m	法長－２%				
						幅 w1, w2		−100				
						延長		-200				
						のり勾配		±５厘				
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	3 一般土工	2	盛土工、埋戻し（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	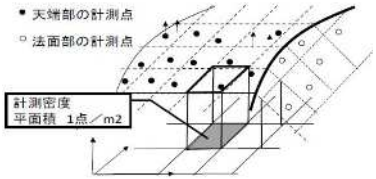 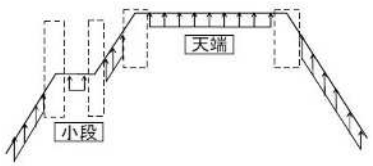	
						天端	標高較差	−50	−150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	−50	−170			
						法面 4割＜勾配（小段含む）	標高較差	−60	−170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さX をX割と表したもの						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	8 道路土工		掘削工、切土工	基準高 ▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は掘削部の両端で測定。	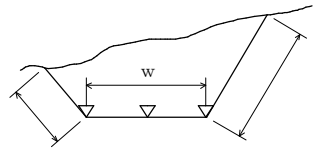	
						法長 ℓ	ℓ＜５m	－200			
							ℓ≧５m	法長－４％			
						幅	w	－100			
						のり勾配		±５厘			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	9 10 道路土工	2	盛土工（路床、路体 :舗装施工） 盛土工（砂利施工）	基準高 ▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点ごと。 基準高は各法肩で測定。	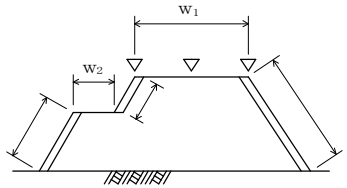	
						法長 ℓ	ℓ＜５m	－100			
							ℓ≧５m	法長－２％			
						幅	w_1, w_2	－100			
						のり勾配		±５厘			
22 林道編	1 森林整備工事の適用	6 土工	9 10 道路土工	3	法面整形工（盛土工）	厚さ t		※－30	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	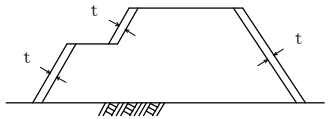	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
2 林道編	通則（森林整備工事の適用）	6 土工	路道	4	路線、縦断	IP測点	コンパス	±1°	全測点を測定する。 接線長(TL)、外線長(SL)も測定する。	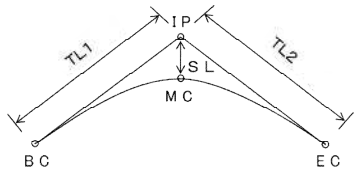	
							トランシット	±30’			
						IP間の距離		40m≦±200mm 40m＞±1/200			
						各測点間距離		±100			
						総延長距離		-500			
						直線区間の寄り		100			
						施工基面高		±100			
2 林道編	通則（森林整備工事の適用）	6 土工	路道	5	路盤工（砂利施工）	基準高▽		±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所 平均値は設計厚以上 基準高は延長40mごとに1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	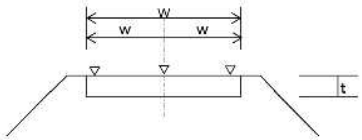	
						敷厚		-20			
						敷幅		-50			
2 林道編	通則（森林整備工事の適用）	6 土工	路道	6	コンクリート路面工	基準高▽		±50	敷幅　80mにつき1箇所。 敷厚　200mに1箇所の割合でコア若しくは端部で測定。 ただし、1施工箇所で3箇所以上測定すること。 基準高は延長 40m ごとに1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	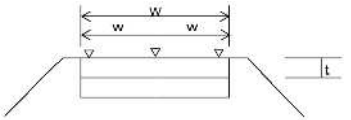	
						敷厚		-10			
						敷幅		-25			
2 林道編	通則（森林整備工事の適用）	6 土工	路道	6	コンクリート路面工（路盤工）	基準高▽		±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 平均値は設計厚以上。 基準高は延長40mごとに1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 3次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により出来形管理を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	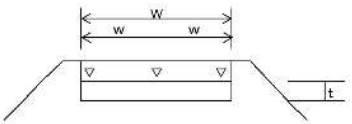	
						敷厚		-20			
						敷幅		-50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	2	1	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （種子筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5m	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－２％			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		平均値	個々の計測値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	2	2	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工） （面管理の場合）					１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 ３．計測は法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。切土法面の計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上、盛土法面の計測密度は４点／㎡（平面投影面積当たり）以上とするか、面積及び延長を３次元ＣＡＤソフトにより測定する場合は 100 点/㎡と（平面投影面積当たり）する。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。 ６．面積及び延長の計測は、３次元ＣＡＤソフトにより実施する。 ７．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、３次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	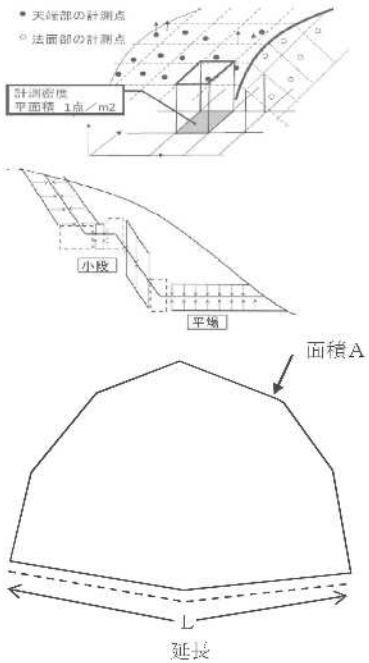	第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
						切土法面（小段を含む）	水平又は標高較差	±100	±160			
						盛土法面 4割＜勾配	標高較差	－50	－170			
						盛土法面 4割＜勾配（小段を含む）	標高較差	－60	－170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する水平方向の長さＸをＸ割とあらわしたもの						
						延長Ｌ		－200				
						面積Ａ（法面に代えて計測）		－２％				
						※法面の計測を面積Ａの計測に代えることができる						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	2	3	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		第３編３－２－14－２植生工に準ずる。
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％			
						厚さ t	t＜5㎝	－10	施工面積 200 ㎡につき１ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	3		法面吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜3ｍ	－50	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	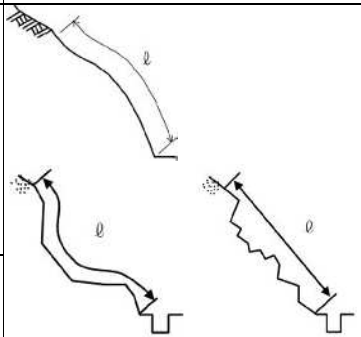	第３編３－２－14－３吹付工に準ずる。
							ℓ≧3ｍ	－100			
						厚さ t	t＜5㎝	－10	200 ㎡につき１ヶ所以上、200 ㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	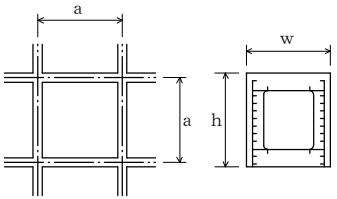	第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延長 100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高 さ h		－30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延 長 L		－200	１施工箇所ごと ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	2	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工） （面管理の場合）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	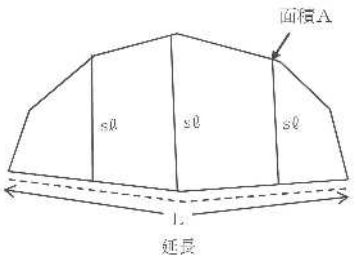	第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延長100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						高 さ h		－30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延 長 L		－200	１施工箇所ごと		
						面積A （法長に代えて計測）			１．３次元データによる出来形管理を実施する場合、発注者が指定する基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜ が含まれている。 ３．計測密度は、法長、延長、面積を計測する場合には100点／㎡（平面投影面積当たり）以上とし、枠の幅、高さ、枠中心間距離を計測する場合は400点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．枠の幅は縦面間の距離を計測し、高さは上面と地面間の距離を計測する。 ５．プレキャスト法枠工は、法長及び延長のみの計測とする。 ６．測定項目の計測は、３次元ＣＡＤソフトにより実施する。 ７．施工周囲の変化点は、原則として評定点等のデータ内で位置が明確な箇所とする。ただし、３次元点群データ上で施工範囲の変化点が明確な場合は、発注者と協議の上任意の変化点を設定することができる。	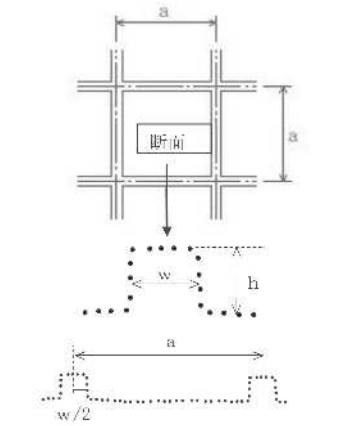	
						※法長の計測を面積Aの計測に代えることができる					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	4	3	法枠工（プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		第３編３－２－14－４法枠工に準ずる。
							ℓ≧10m	－200			
						延長 L		－200	１施工箇所ごと		
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	6 8		アンカー工 アンカー工（プレキャストコンクリート板）	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	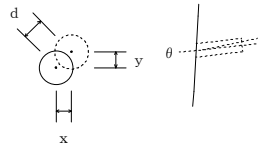	第３編３－２－14－６アンカー工に準ずる。
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		±2.5 度			
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	7		かご工（じゃかご）	法長 ℓ	ℓ＜３m	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	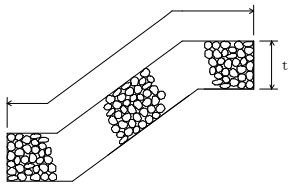	第 22 編 22―１－５－10 鉄線籠工（じゃかご工）に準ずる
							ℓ≧３m	－100			
						厚さ t		－50			
22 林道編	2 道路工事	4 法面工	7		かご工（ふとんかご）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	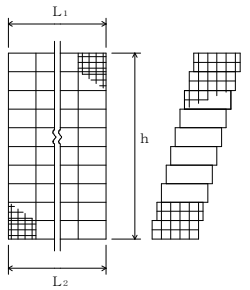	第 22 編 22―１－５－10 鉄線籠工（ふとんかご工）に準ずる
						高さ h		-50			
						延長 L_1, L_2		-200			
						幅（厚さ） w		-50			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	3		既製杭工	基準高 ▽		±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	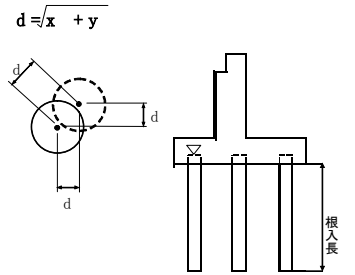	第３編３－２－４－４既製杭工に準ずる。
						根入長		設計値以上			
						偏心量 d		D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜		1/100 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	4		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	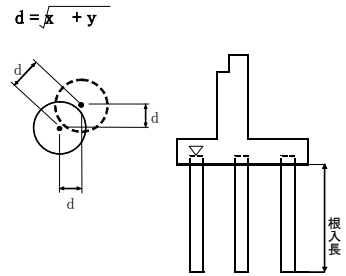	第３編３－２－４－５場所打杭工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径	設計径（公称径）-30 以上			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	5		場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	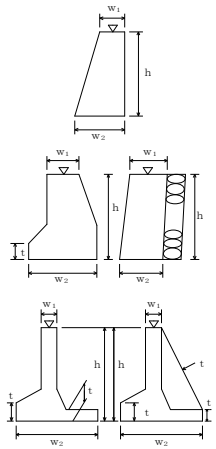	
						厚さ t	−20			
						裏込厚さ	−50			
						幅 w_1, w_2	−30			
						高さ h：h＜３m	−50			
						高さ h：h≧３m	−100			
						延長 L	−200	１施工箇所ごと ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	6		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	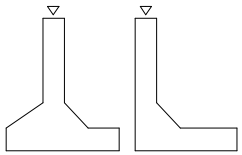	第３編３－２－15－２プレキャスト擁壁工に準ずる。
						延長 L	−200	１施工箇所ごと ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	7		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基　準　高　▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合 は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施することができる。 １施工箇所ごと	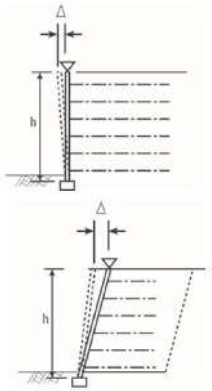	第３編３－２－15－３補強土壁工に準ずる。
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛　直　度　Δ		±0.03h かつ ±300 以内			
						控　え　長　さ		設計値以上			
						延　長　L		－200			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	8		井桁ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所ごと	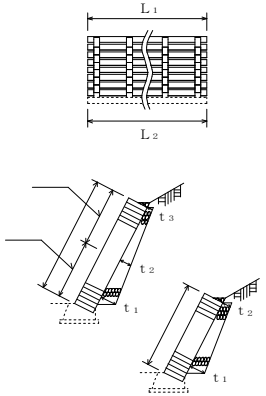	第３編３－２－15－４井桁ブロック工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜３m	－50			
							ℓ≧３m	－100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		－50			
						延　長　L_1，L_2		－200			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	9		コンクリートブロック擁壁工	基　準　高　▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 １施工箇所ごと	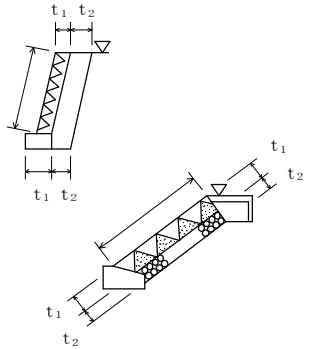	第３編３－２－５－３コンクリートブロック工に準ずる。
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張） t_1		－50			
						厚さ（裏込） t_2		－50			
						延　　長　L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	10		石積（張）工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	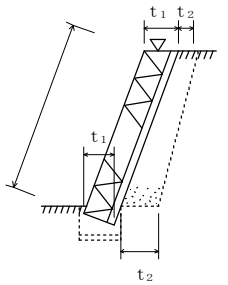	第３編３－２－５－５石積（張）工に準ずる。
						法長 ℓ ℓ＜3m	－50			
						法長 ℓ ℓ≧3m	－100			
						厚さ（石積・張） t_1	－50			
						厚さ（裏込） t_2	－50			
						延長 L	－200			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	11 12 13		かご擁壁工 鋼製擁壁工 簡易鋼製土留擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	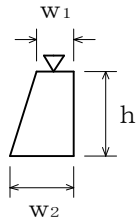	第 22 編 22―１－５－12 枠工に準ずる。
						幅 w	－30			
						高さ h	－50			
						延長 L	－200			
						のり勾配	±0.5 分			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	14		木製土留・擁壁工	延長 L	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	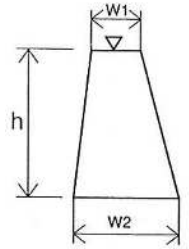	第 22 編 22―１－５－５木製構造物工に準ずる。
						幅（厚さ）w1，w2	－50			
						のり勾配	±0.5 分			
						高さ h	－100			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	15		土のう積工	高さ h	-100		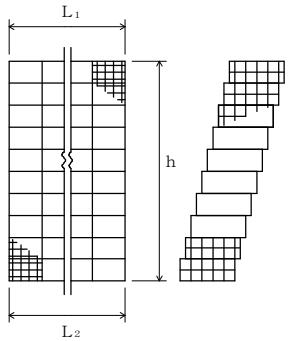	第 21 編 21―３－５－９土のう積土留工に準ずる。
						延長 L_1，L_2	-200			
						幅（厚さ） w	－50			
						のり勾配	±0.5 分			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	1	土留・仮締切工（H鋼杭）（鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	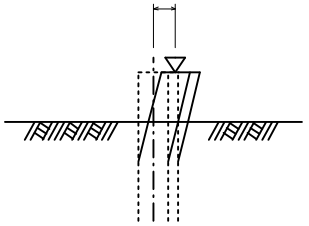	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	2	土留・仮締切工（アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	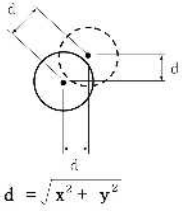	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						配置誤差	100			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	3	土留・仮締切工（連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	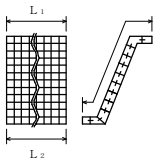	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所ごと		
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。延長 50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	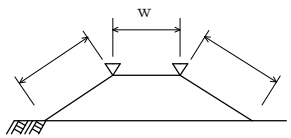	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			
22 林道編	2 道路工事	5 擁壁工	16	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。延長 50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	6 工	6		場所打函渠	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定	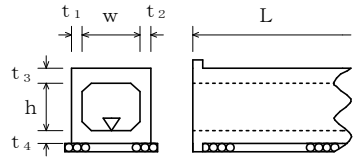	
						厚さ t_1～t_4		−20			
						幅（内法） w		−30			
						高さ h		±30			
						延長L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			
22 林道編	2 道路工事	6 工	7		プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。	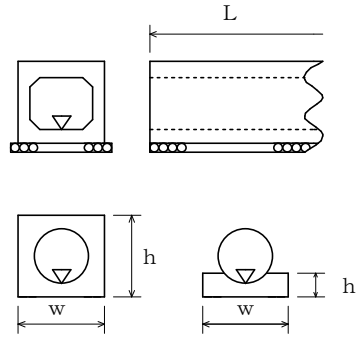	
						※幅 w		−50			
						※高さ h		−30			
						延長 L		−200	１施工箇所ごと		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	1	土留・仮締切工（H鋼杭）（鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。	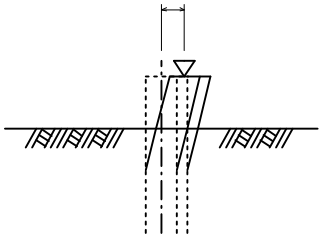	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	2	土留・仮締切工（アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	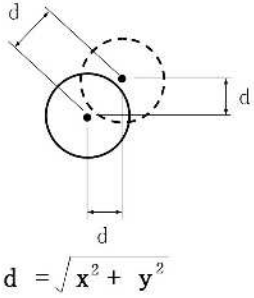	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						配置誤差	100			
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	3	土留・仮締切工（連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	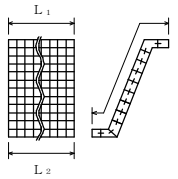	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所ごと		
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。延長 50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	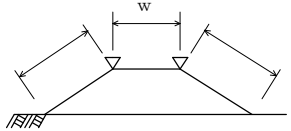	第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			
22 林道編	2 道路工事	6 カルバート工	9	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長 50mにつき１ヶ所。延長 50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		第２１編 21－１－５－16 土留・仮締切工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	3		側溝工 （プレキャストU型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	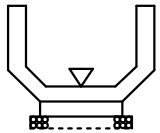	
						延長 L	−200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	4		管渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	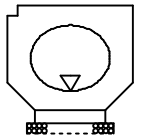	
						延長 L	−200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	5		集水桝	基準高 ▽	±30	１箇所ごと ※は、現場打部分のある場合	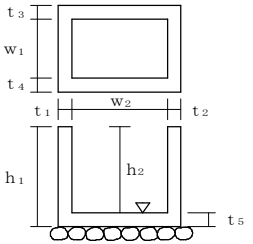	
						※厚さ t_1〜t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	6		地下排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	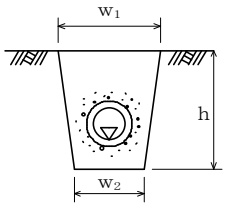	
						幅 w_1, w_2	−50			
						深 さ h	−30			
						延 長 L	−200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
22 林道編	2 道路工事	7 排水施設工	7		現場打（組立）水路工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	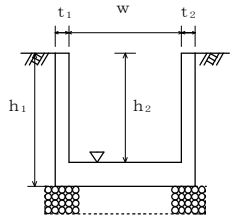	
						厚 さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高 さ h_1, h_2	−30			
						延 長 L	−200	１施工箇所ごと ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	2 道路工事	8 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	－200	1施工箇所ごと		
						延長	L	－200			
22 林道編	2 道路工事	8 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	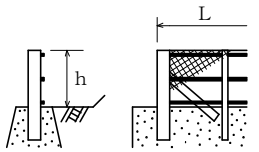	
						延長	L	－200	1施工箇所ごと		
22 林道編	2 道路工事	8 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ	h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	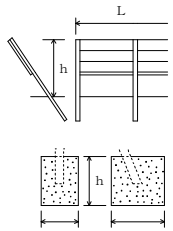	
						延長	L	－200	1施工箇所ごと 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、発注者が指定する規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w_1, w_2	－30	基礎 1 基ごと 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h	－30			
22 林道編	2 道路工事	8 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ	h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	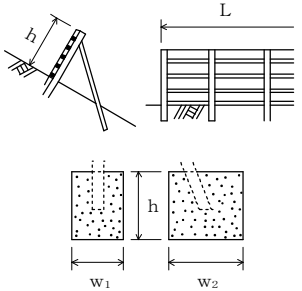	
						延長	L	－200	1施工箇所ごと		
						基礎	幅 w_1, w_2	－30	基礎 1 基ごと		
						基礎	高さ h	－30			
						コンクリート長	打込み ℓ	－10%	全数		
						コンクリート長	埋込み ℓ	－5%			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40mごとに1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80mごとに1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡ 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第3編3－2－6－8半たわみ性舗装工に準ずる。
						厚さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は､延長80mごとに1ヶ所の割とし､厚さは、各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第3編3－2－6－8半たわみ性舗装工に準ずる。
						幅	−50	−50	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	5	半たわみ性舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第3編3－2－6－8半たわみ性舗装工に準ずる。
						幅	－25	－25	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	6	6	半たわみ性舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡ごとに1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロフィルメーター（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40mごとに1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80mごとに1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第3編3－2－6－9排水性舗装工に準ずる。
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	2	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50	−50	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	3	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	−50	−50	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	4	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	5	排水性舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長 80ｍごとに１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第３編３－２－６－９排水性舗装工に準ずる。
						幅	－25	－25	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	7	6	排水性舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長 80ｍごとに１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡ごとに１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	8	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—	—	基準高は片側延長 40m ごとに 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m ごとに 1 ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m ごとに 1 ヶ所測定・ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第 3 編 3 － 2 － 6 －10 透水性舗装工に準ずる。
						厚さ	t＜15cm	-30	-10	-10			
							t≧15cm	-45	-15	-15			
						幅	-100		—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	8	2	透水性舗装工（表層工）	厚さ	－9		－3	－3	幅は、延長 80ｍごとに 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m ごとに 1 ヶ所コアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 基準高は延長 40m ごとに 1 ヶ所の割とし、道路両端部で測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅	-25		—	—			
						▽基準高	±30		—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	9	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第3編3－2－6－11 グースアスファルト舗装工に準ずる。
						幅	−50	−50	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	9	2	グースアスファルト舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−25	−25	—	—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	9	3	グースアスファルト舗装工（表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡ごとに1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3m プロフィルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 40ｍごとに１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200ｍごとに１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80ｍごとに１ヶ所の割に測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理を発注者が指定する規定により実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第３編３－２－６－12 コンクリート舗装工に準ずる。
						厚　さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚　さ	−25	−30	−８	幅は、延長 80ｍごとに１ヶ所の割とし、厚さは､各車線 200ｍごとに１ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	−25	−30	−８	幅は、延長 80ｍごとに１ヶ所の割とし、厚さは､1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚　さ	−９	−12	−３	幅は、延長 80ｍごとに１ヶ所の割とし、厚さは､1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	―10		－3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200ｍごとに水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長 80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線ごとに版縁から１ｍの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200ｍごとに水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m ごとに両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第３編３－２－６－12 コンクリート舗装工に準ずる。
						幅	―25		―			
						平坦性	―		コﾝｸﾘｰﾄの硬化後３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより 機械舗設の場合（σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合（σ）3mm 以下			
						目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 40mごとに1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80mごとに1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第3編3－2－6－12 コンクリート舗装工に準ずる。
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	−9	−12	−3	幅は、延長 80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
22 林道編	2 一般施工	3 舗装	10	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15		−4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200ｍごとに水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長 80ｍごとに１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線ごとに版縁から１ｍの線上、全延長とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	第３編３－２－６－12 コンクリート舗装工に準ずる。
						幅	−35		—			
						平坦性	—		転圧ｺﾝｸﾘｰﾄの硬化後、3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより（σ）2.4mm 以下。			
						目地段差	±２			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	単位：mm 摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 40mごとに1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第3編3－2－6－13 薄層カラー舗装工に準ずる。
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200mごとに1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	幅は、延長 80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	幅は、延長 80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	11	5	薄層カラー舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3
						幅	－25		―

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第3編3－2－6－13 薄層カラー舗装工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 40mごとに１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200mごとに１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80mごとに１ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	第３編３－２－６－14ブロック舗装工に準ずる。
						厚さ	−45		−15			
						幅	−50		—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	2	ブロック舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８	幅は、延長 80mごとに１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200mごとに１ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	3	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−８	幅は、延長 80mごとに１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	−50		—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−５	幅は、延長 80mごとに１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
22 林道編	3 舗装	3 舗装工	12	5	ブロック舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3
						幅	－25		—

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	第3編3－2－6－14ブロック舗装工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40mごとに1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200mごとに1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80mごとに1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
22 林道編	3 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長80mごとに1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアーを採取して測定。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	3 舗装	4 路面排水工	3 4		側溝工 （Ｌ型街渠工） （Ｌ０型街渠工） （プレキャストＵ型側溝工） （管（函）渠型側溝工） 管渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	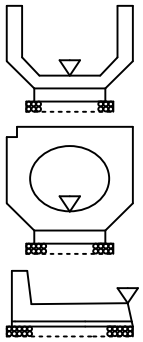	
						延長 L	－200	１箇所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
22 林道編	3 舗装	4 路面排水工	5		街渠桝・マンホール工 （街渠桝工） （マンホール工）	基準高 ▽	±30	１箇所／施工延長 40m ※は現場打部分のある場合	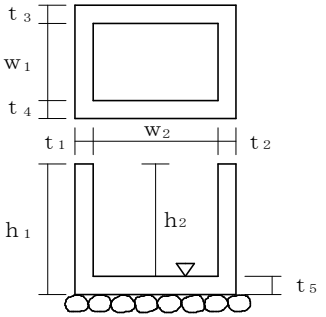	
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			
22 林道編	3 舗装	4 路面排水工	6		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						延長 L	－200	１箇所／１施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	3 舗装	5 防護柵工	3		路側防護柵工（ガードレール）	基礎	幅 w	−30	1ヶ所／施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。	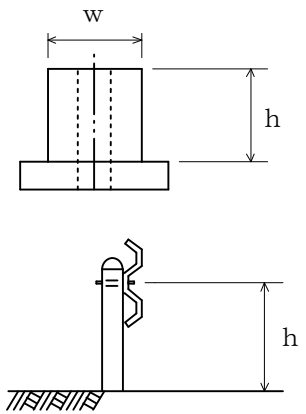	第3編3－2－3－8路側防護柵工に準ずる。
						基礎	高さ h	−30			
						ビーム取付高 H		＋30 −20	1ヶ所／1施工箇所		
22 林道編	3 舗装	5 防護柵工	4		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	−30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	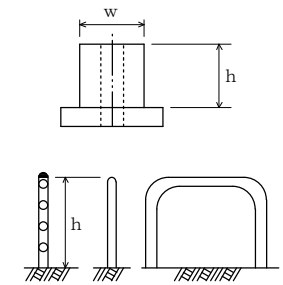	第3編3－2－3－7防止柵工に準ずる。
						基礎	高さ h	−30			
						パイプ取付高 H		＋30 −20	1ヶ所／1施工箇所 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
22 林道編	3 舗装	6 標識工	3		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	1ヶ所／1基	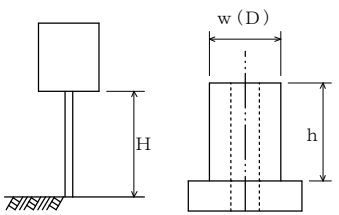	第3編3－2－3－6小型標識工に準ずる。
						基礎	幅 w （D）	−30	基礎1基ごと 3 次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h	−30			
						基礎	根入れ長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	1	土留・仮締切工（H鋼杭）（鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	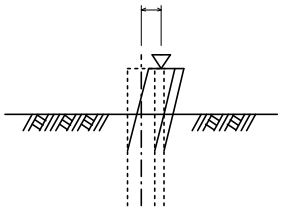	第2編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
						根入長	設計値以上			
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	2	土留・仮締切工（アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	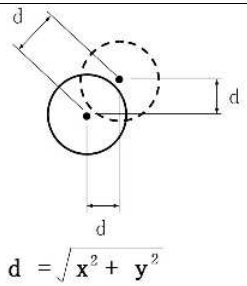	第2編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
						配置誤差	100			
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	3	土留・仮締切工（連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	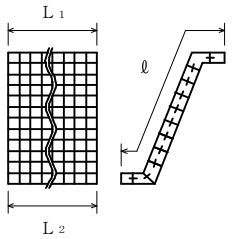	第2編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
						延長 L1 L2	－200	1施工箇所ごと		
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	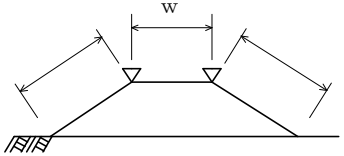	第2編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			
22 林道編	3 舗装	6 標識工	4	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		第2編 21－1－5－16 土留・仮締切工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	3 舗装	6 標識工	5		大型標識工（標識基礎工）	幅 w_1，w_2	−30	基礎一基ごと ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	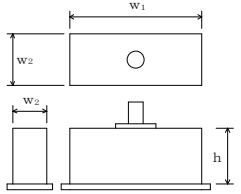	
						高さ h	−30			
22 林道編	3 舗装	6 標識工	5		大型標識工（標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	１箇所／１基 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	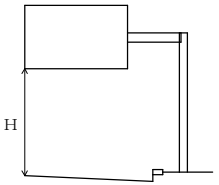	
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	3		区画線工	厚さ t（溶融式のみ）	設計値以上	各線種ごとに、１ヶ所テストピースにより測定。		第３編３－２－３－９区画線工に準ずる。
						幅 w	設計値以上			
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	4		縁石工	延長 L	−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により行う場合は、延長の変化点で測定。		第３編３－２－３－５縁石工に準ずる。
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	7		道路付属物工	高さ h	±30	１ヶ所／10 本 10 本以下の場合は、２ヶ所測定。 ３次元計測技術を用いた出来形管理は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	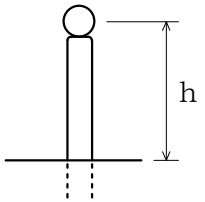	第３編３－２－３－10 道路付属物工に準ずる。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	8		踏掛版工（コンクリート工）	基準高	±20	1箇所／1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1箇所／1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1箇所／1踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ				
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	9		組立歩道工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1箇所、延長 40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	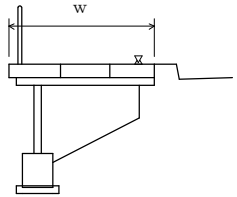	
						幅 w	−30			
						延長 L	−200	1施工箇所ごと		
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	9		組立歩道工（支柱基礎工）	幅 w	−30	1箇所／1施工箇所	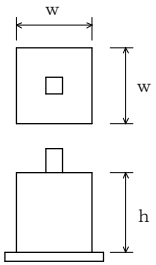	
						高さ h	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	10		ケーブル配管工	基準高 ▽	±30	接続部間ごとに1箇所		
						延長 L	−200	接続部間ごとで全数		
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	10		ケーブル配管工（ハンドホール）	基準高 ▽	±30	1箇所ごと ※印は、現場打ちのある場合	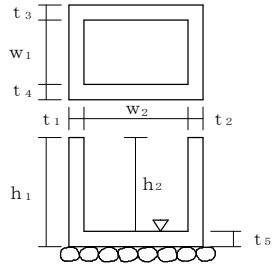	
						※厚さ t_1〜t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
22 林道編	3 舗装	7 道路付属物施設工	11		照明工（照明柱基礎工）	幅 w	−30	1箇所／1施工箇所	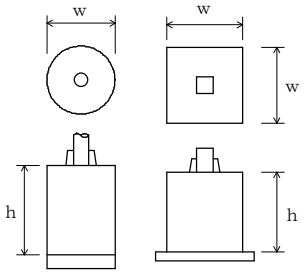	
						高さ h	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
22 林道編	7 木造橋	3 木造橋			木造橋（上下部構造）	基準高▽		±100	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。 設計図に記入又は出来形図等を作成する。	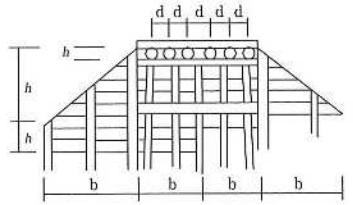	
						橋長、支間長		±50			
						全　幅（B） 及び 全幅員（Ｂ１）		±50			
						けた中心間距離（ｄ）		±30			
						橋台土留め （橋軸直角 又は 斜角方向）	幅 （ｂ）	-50			
							高さ （ｈ）	-30			
						加工部材長さ		±50	けた、はり、ぬき、筋かい、高欄等の各部材	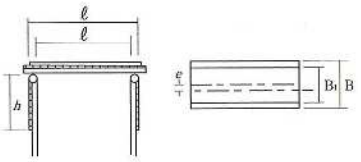	
						橋軸の編心量（ｅ）		±10			